



第三章 多様な子供たちを包摂する 柔軟な教育課程の在り方

(論点整理 P25～46関係)

（２）義務教育段階（「調整授業時数制度」の創設等）

（論点整理 P30～34関係）

標準授業時数の規定

小学校学習指導要領 総則 解説（抄）

- ◆ 別表第1に定めている授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであり、**各学校において年度当初の計画段階から別表第1に定めている授業時数を下回って教育課程を編成することは、上記のような学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。**
- ◆ 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1に反するものとはしない。

学校教育法施行規則 別表第一

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

単位授業時間の規定

小学校学習指導要領 総則（抄）

ア 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること

小学校学習指導要領 総則 解説（抄）

…各授業時数の1単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とするとの規定は従前どおりとしており、総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまでも授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。

標準授業時数を確保した上で、1コマあたりの単位授業時間は
各学校が設定することは可能

年間最低授業週数の規定

小学校学習指導要領 総則（抄）

ア 各教科等の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。

小学校学習指導要領 総則 解説（抄）

各教科等の授業時数を年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うように計画することとしているのは、各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって配当すれば、学校教育法施行規則別表第1において定めている年間の授業時数について児童の負担過重にならない程度に、週当たり、1日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したものである。したがって、各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、児童の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる。各学校においてはこの規定を踏まえ、地域や学校及び児童の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要である。

年間の授業週数について、35週以上であれば、上限はなく、
各学校が40週等と設定することは可能

現行の教育課程の主な特例

2



個々の児童生徒に着目した教育課程の特例



日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程

＜学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等＞

- 日本語に通じない児童生徒を対象とし、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようにするための指導を実施する
- 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる

障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程

＜学校教育法施行規則第140条等＞

- 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の児童生徒を対象とし、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導を実施する
- 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる

学齢を超過した者に対する特別の教育課程（夜間中学）

＜学校教育法施行第56条の4、第132条の5等＞

- 学齢を超過した者を対象とし、対象者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容の指導を実施する
- 学習指導要領を踏まえ、必要な時数・指導内容を校長が判断する

通常の学校

教科A

教科B

その他教科等

1015単位時間

授業時数特例校

＜学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2等＞

教科A

教科B

その他教科等

各学年の年間標準授業時数は維持・内容事項適切に取り扱う

教育課程特例校

＜学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2等＞

新教科α (A+B)

教科B (一部)

その他教科等

研究開発学校

＜学校教育法施行規則第55条、第85条、第132条等＞

教科A

教科B

新教科β

その他教科等

時数削減可

学びの多様化学校

＜学校教育法施行規則第56条、第86条等＞

教科A

教科B

新教科β

その他教科等

時数削減可



3

学級として編成する教育課程の特例

特別支援学級

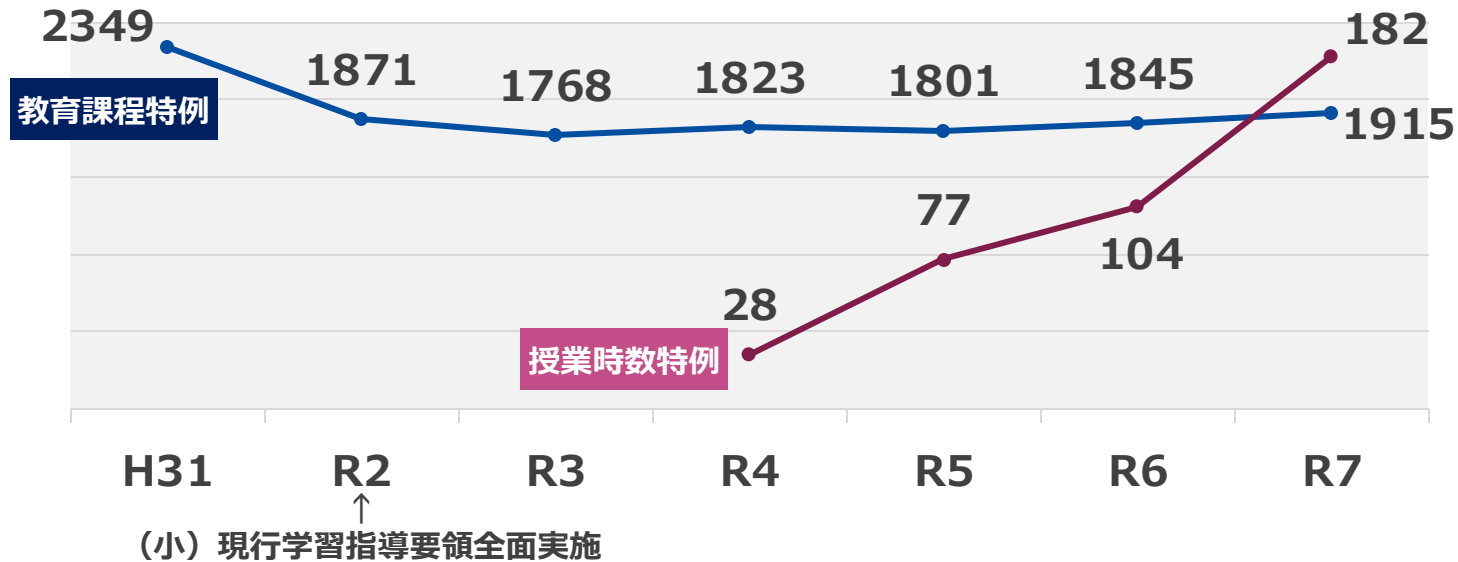
○特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れるとともに、個々の児童生徒の障害の程度等を考慮の上、実態に応じた特別の教育課程を編成。

＜学校教育法施行規則第138条＞

教育課程の特例
学校として編成する

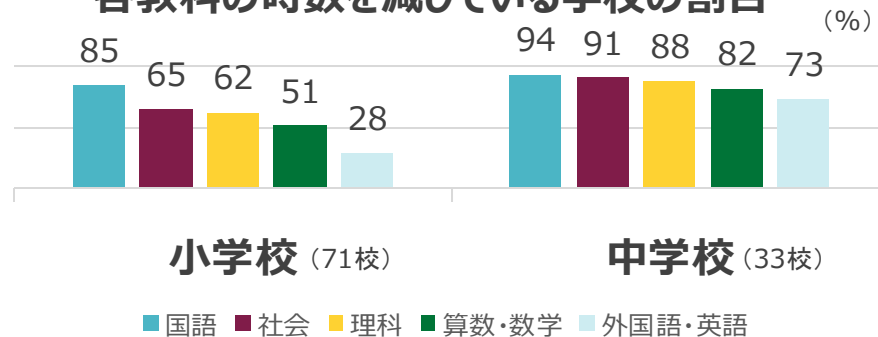
教育課程特例校・授業時数特例校の状況

指定校数の推移

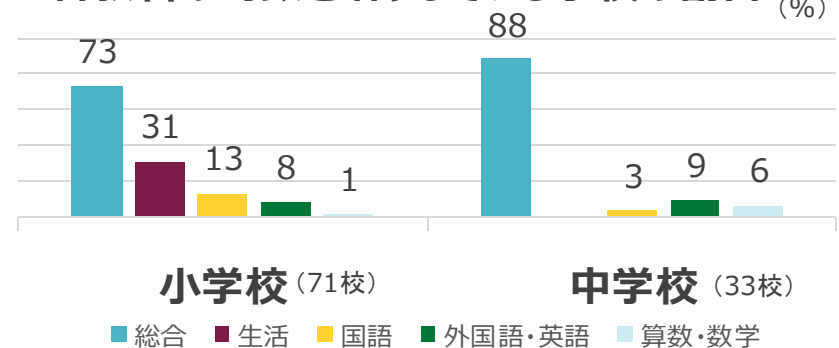


授業時数特例校における取組状況

各教科の時数を減じている学校の割合 (%)



各教科の時数を増やしている学校の割合 (%)



教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。 ※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和6年4月現在）

指定されている管理機関数： 225件

指定されている学校数： 1,845校



【主な取組内容】

● 学校や地域の実態に照らした新教科等の設定

（例）北海道羅臼町：理科、生活科、総合的な学習の時間等を削減し、新教科「知床学」を設定

（例）信州大学教育学部附属松本小学校：1～2 学年の既存の各教科をすべて統合・再整理し、「ことば」「かがく」「くらし」「ひょうげん」の4つの領域を新設

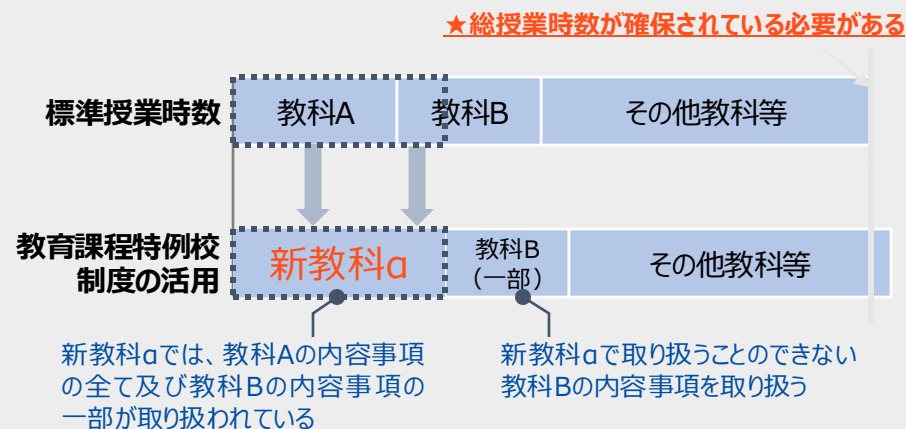
● 既存教科を英語で実施（イマージョン教育）

（例）私立西大和学園中学校・高等学校：音楽・体育の一部を英語で実施

● 学校段階間の連携による教育

（例）東京都立川市：特別活動や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校が連携した学習活動を実施

教育課程特例校における授業時数のイメージ



★学習指導要領の内容事項は、特別の教育課程において適切に取り扱われる必要がある

授業時数特例校制度

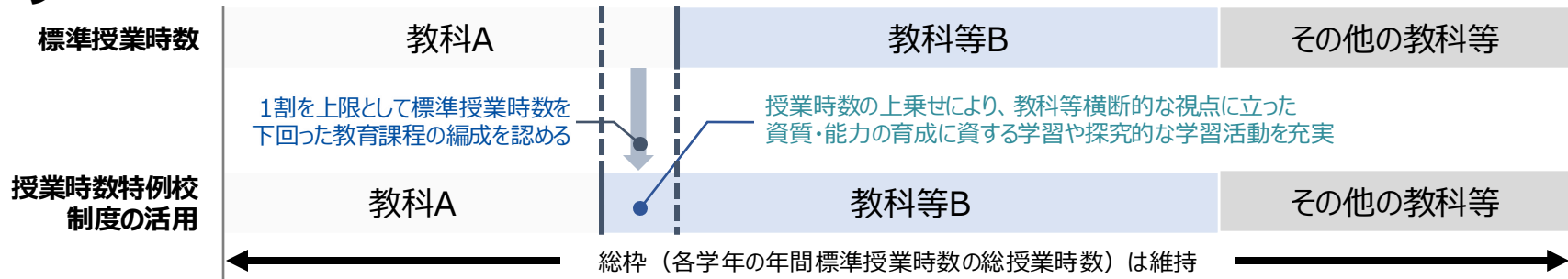
制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**（各学年の年間の標準授業時数の総授業時数）は維持した上で、**1割を上限として各教科^(※1)の標準授業時数を下回った教育課程の編成を特例的に認める制度。**
- 下回ったことによって生じた授業時数を**別の教科等の授業時数に上乗せ**することで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成^(※2)や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。
- 令和3年7月に制度創設し、令和4年4月から実施。**

(※1) 音楽（中学校第2,3学年）、美術（中学校第2,3学年）、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。

(※2) 学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など）が考えられる。

イメージ



学校の指定（学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号）

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。
（指定の要件）

- 学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること。
- 各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること。
- 児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系的に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和6年4月現在）

指定されている管理機関数：27件

指定されている学校数：104校



主な取組内容

渋谷区 （全小学校）	探究的な学習活動の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加し、午前中に各教科の学習、午後に子どもの主体性を重視した探究を実施するカリキュラムを編成。
京都府京都市 （義務教育学校）	伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。
宮崎県宮崎市 （中学校）	環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
私立星美学園 （小学校）	国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、生活、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。

研究開発学校制度

研究開発学校とは

教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う（昭和51年度から開始）。

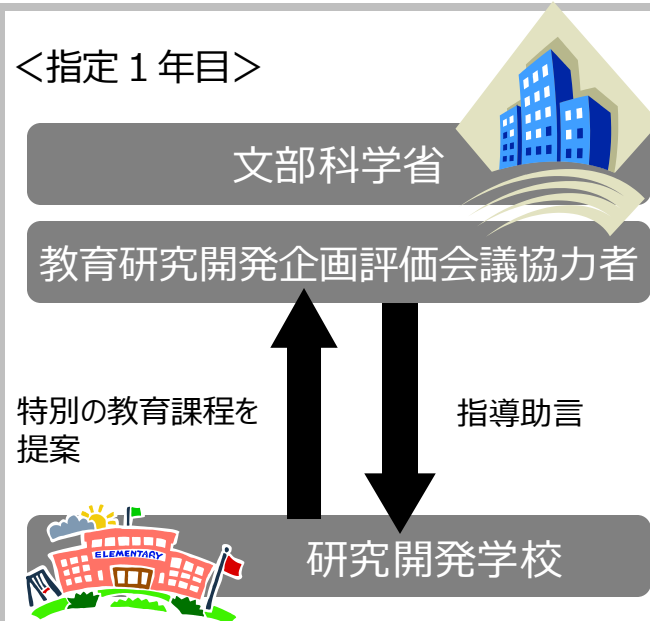
- 市町村教育委員会等の学校設置者からの申請に基づき文部科学大臣が指定（4年 ※平成24年度指定校までは3年）。
- 文部科学省が示す「研究開発の募集課題」や「研究開発の視点の例」に基づき、各学校の創意工夫により研究開発課題を設定。

※令和6年度の研究開発学校数は計25件、67校

令和6年度予算額 64,442千円（令和5年度予算額 68,360千円）

研究開発の推進イメージ例

<指定1年目>



研究開発学校は、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言を踏まえ、

- ①子供たちに育むべき資質・能力の明確化
- ②新設する教科等の教育課程上の位置付けや教育課程全体における新設する教科等と既存の教科等との関係性の明確化
- ③新設する教科等の目標、内容の明確化
- ④特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定（併せて、成果検証の際に子供たちの変化を見るため、特別の教育課程を実施する前段階での子供たちの状況を把握）

等を行う。

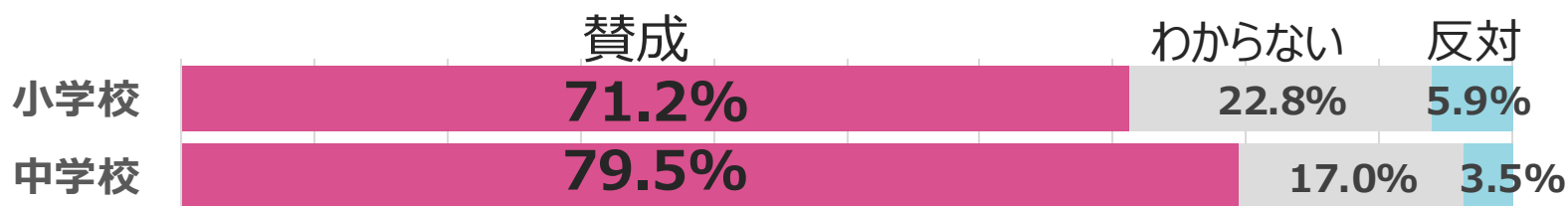
<指定2～4年目> 指定1年目に、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言も踏まえて編成した特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の編成により、子供たちがどのように変化したかなど、成果の検証を行っていく。

学習指導要領の改訂をはじめ、今後の教育課程の改善に資するより質の高い研究開発を実施

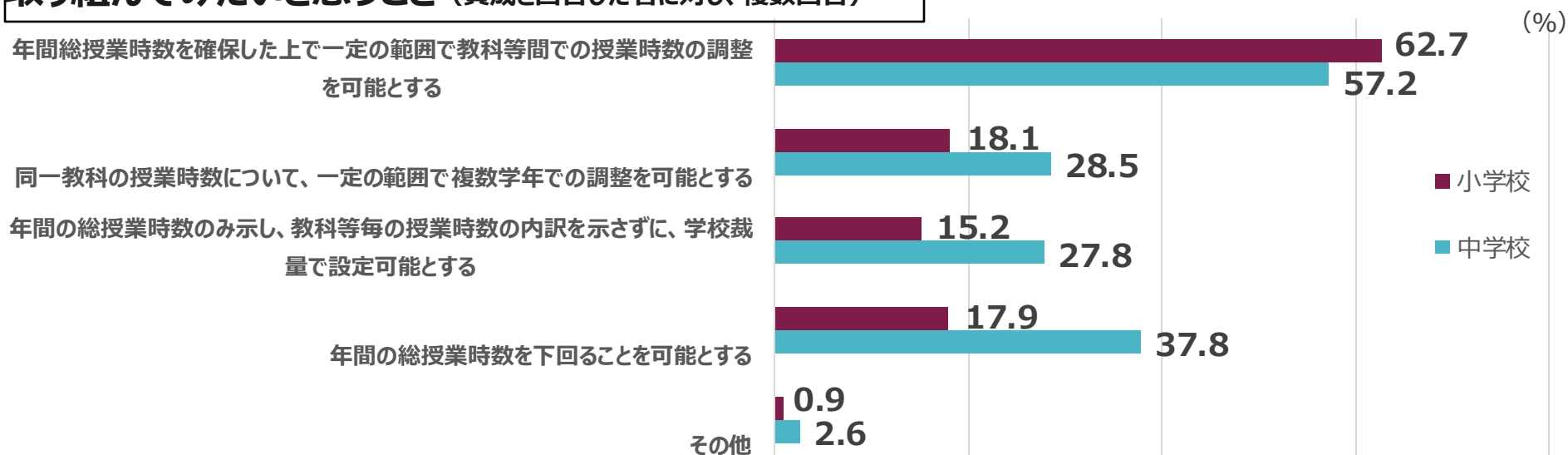
時数に係る学校裁量の拡大に関する学校の意識

- 標準授業時数に関し、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることについて、小学校では約 7 割、中学校では約 8 割が賛成と回答。
- 「年間総授業時数を確保した上で一定の範囲で教科等間での授業時数の調整を可能とする」ことを取り組みたいこととして回答した割合が小・中学校ともに最も高い。

標準授業時数について学校の裁量を広げることについて



取り組んでみたいと思うこと（賛成と回答した者に対し、複数回答）



現行制度における単位授業時間の多様な設定例

- 実現したい教育活動の方向性等に応じて、総授業時数を確保した上で、単位授業時間を柔軟に運用している例が見られる。
- 45分の単位授業時間を5分短縮するといったことに止まらず、15-20分の短い時間を設ける、100分といった長い授業時間を設ける、短い時間と長い時間を組み合わせて活動の特質に応じて分けたり合わせたりするといった工夫が行われている。

横浜市立奈良小学校

- 午前中は40分×5コマを実施
- 午後は20分・40分の1コマずつを実施し柔軟に運用（例：20分を個別のスキル学習に充てる、20分と40分のコマを組み合わせ60分じっくり探究する時間を設ける等）

0830	登校～朝の会	
0910	1時限目	40分
0915	2時限目	40分
0955	3時限目	40分
1000		
1040	中休み	
1100	4時限目	40分
1140	5時限目	40分
1145		
1225	給食・清掃・昼休み	
1340	学習タイム	20分
1400	6時限目	40分
1440	帰りの会	
1450		

必要に応じ統合

東浦町立緒川小学校

- 2コマ分を連続させたブロックを基本とし、じっくりと学びに取り組む時間を確保
- 児童の活動の実態に応じて、教科間の時間の切れ目は柔軟に運用

0855	読書タイム、朝の会	
	Iブロック	95分
1030	中休み	
1055	IIブロック	95分
1230	給食・清掃・昼休み	
1355	IIIブロック	95分
1530	帰りの会	
1540		

さいたま市立大宮国際中等教育学校

- 50分2コマ分を連続させたタームを基本とし、じっくりと学びに取り組む時間を確保。
- 朝にオールイングリッシュでの表現活動を行う時間を15分間設ける

0835	出席確認	
0850	英語活動	15分
0900	ターム1	100分
1040		
1055	ターム2	100分
1235	昼食・昼休み	
1335	ターム3	100分
1515	リフレクションの時間	15分
1530	清掃	
1545	放課後活動	
1730		

学習指導要領における学年の区分の状況（小・中学校）

- 総則では特に示す場合を除き、各教科等の内容に係る事項の記載順は指導の順序を示すものではないことを示しているが、当該特に示す場合として、各教科等においては学年の区分を示しており、その場合当該学年において指導する必要がある。（「内容の取扱」において更に特別な定めがある場合もある）
- 教科の系統性や発達段階を踏まえた指導内容を確保する役割を果たす一方、カリキュラム・マネジメントの自由度を狭めている、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供を広く受け止める教育課程編成がしにくいといった課題もある。

小学校学習指導要領（平成29年告示）第1章 総則 ※中学校も同旨

第2第1節 3(1) 内容等の取扱い

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

エ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

小学校

各教科における内容の示し方

各教科等	学年区分					
国語	1-2	3-4	5-6			
社会		3	4	5	6	
算数	1	2	3	4	5	6
理科			3	4	5	6
生活	1-2					
音楽	1-2	3-4	5-6			
図画工作	1-2	3-4	5-6			
家庭					5-6	
体育	1-2	3-4	5-6			
外国語					5-6	
道徳	1-2	3-4	5-6			
外国語活動			3-4			
総合的な学習の時間	内容は各学校で設定					
特別活動	1-6					

内容の取扱（特別の定め）

※学習指導要領の記載を基に記述は簡素化している

前学年において初歩的な形で取り上げたり、後学年で程度を高めて取り上げたりするなどして、弾力的に指導すること

各学年の内容は、次学年以降においても必要に応じて継続して指導すること

「A家族・家庭生活」の(1)のAについては、2年間の学習の見通しをもたせるために、第5学年の最初に履修させること

体育の「A体づくり(の)運動(遊び)」については、2学年間にわたって指導するものとする
保健については各学年で指導する項目を指定している

各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする

全ての学年において、学級活動の各活動、学校行事の各行事を指導する。

中学校

各教科における内容の示し方

各教科等		学年区分		
国語		1	2	3
社会		1-3		
数学		1	2	3
理科		1-3		
音楽		1	2-3	
美術		1	2-3	
保健体育	(体育)	1-2		3
	(保健)	1-3		
技術・家庭		1-3		
外国語		1-3		
道徳		1-3		
総合的な学習の時間		内容は各学校で設定		
▶ 特別活動		1-3		

内容の取扱（特別の定め）

必要に応じ前後の学年で取り上げることもできる

第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とすること
第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること

各学年の目標達成に支障のない範囲で当該学年の内容の一部を軽く取扱い、それを後学年で指導することができる
学年の目標を逸脱しない範囲で、後学年の内容の一部を加えて指導することもできる
新たな内容を指導する際には、既に指導した関連する内容を意図的に再度取り上げ、学び直しの機会を設定すること

各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること。
家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の(1)については、中学校における学習の見通しを立てさせるために、第1学年の最初に履修させること

内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。

研究開発学校の取組（目黒区立中目黒小学校・愛荘町立秦荘西小学校）

1. 特例の概要

授業の1単位時間を45分から40分に変更し、午前中に5コマの授業を行った上で、標準総授業時数を下回って時間を生み出し、その時間を活用し、子供の主体性を重視した教育活動、教員研修や教科担任制等を有効に機能させるための情報共有等を実施。

通常の学校（1コマ45分）

45分×1,015コマ

研究開発学校（1コマ40分）

40分×1,015コマ

5分×1,015コマ

5,075分

生み出した時間

127コマ



- 通常の授業の中でもICTを活用することで、短くした1コマの中でも効果的な指導を行う。
- 1コマが短くなったことで、通常の授業においても、単元としてのつながりや、見方・考え方を働かせる授業デザインをより意識した授業を展開。

2. 生み出した時間の使い道

目黒区

- 子供が教材・ペースを自分で選びながら学ぶ単元内自由進度学習（マイプラン学習）を行ったり、子供たちが自分でテーマを決めて主体的に学ぶ時間（フリースタイルプロジェクト）を設けたりするなど、子供の主体的な学びを重視した教育活動を展開。教員の研修や授業準備等も実施。

マイプラン学習

- マイプラン学習の時間では、自分の学びたい場所で、自分でペースを決めながら学ぶ。
- 一人で学びに向かうことも、友達と協働的に学ぶこともできる。
- ICTを活用することで、一人一人の学びの進度等を効果的に把握。

フリースタイルプロジェクト

- フリースタイルプロジェクトでは、ギターの研究など、自分の興味関心に応じて自ら課題を設定し、主体的に探究に取り組む。
- 各教科等で学んだことを生かしながら、一人一人が違う課題に取り組み、成果を発表する。

愛荘町

- 自己調整力を育成する時間に充てたり、教員間での児童に関する共通理解を図るための情報交換や相談、授業づくり・教材研究に関する研修やOJT等を実施。

生みだした127コマの活用

教科担任制

学年担任制

を機能させる
情報共有の時間に。

学級裁量の時間

14%

探究の時間

8%

自治の時間

6%

生活プランニング

14%

自己選択学習

27%

教員の時間

31%

週当たり授業時数について

週当たり授業時数に係る考え方

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)(抄)

国が定める年間の標準授業時数の1,015単位時間を35週(※1)にわたって実施することを前提に、週当たり29単位時間の授業を行う必要があるとの認識が学校には根強く、標準授業時数を大幅に上回った教育課程編成の見直しを学校が実施することが困難との指摘もある。しかし、実際には年間の授業日数は200日程度(40週)が一般的であり、必ずしも1,015単位時間を確保するために週29単位時間の授業を実施する必要はない(※2)。

※1 小学校学習指導要領の総則においては、「各教科等の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする」と記載がある。中学校でも同様。

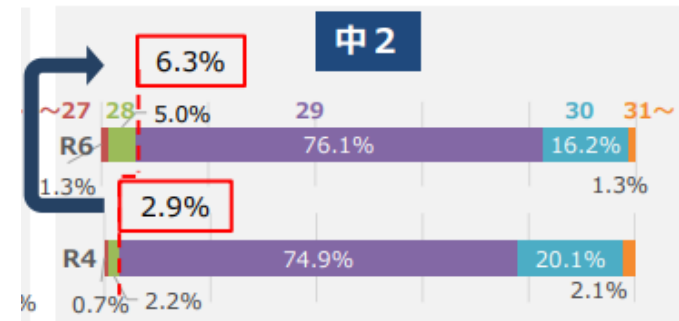
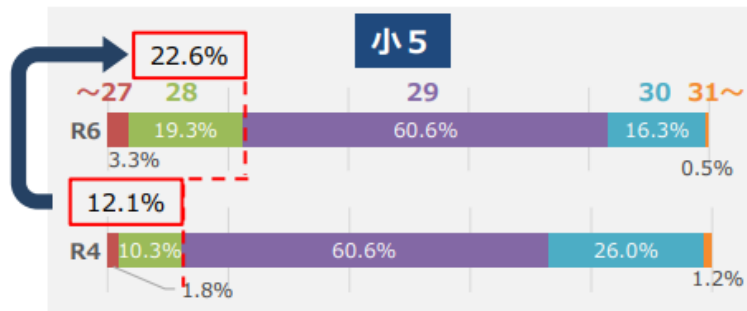
※2 年間の標準授業時数1,015単位時間を週当たり27単位時間で実施した場合、 $1,015 \text{ 単位時間} \div 27 \text{ 単位時間} = 37.6 \text{ 週}$ (188日)となる。

年間の総授業日数の平均※令和6年度計画ベース
小学5年 202.4日 中学2年 203.0日

35週で実施する場合の週当たりコマ数
 $1,015 \text{ 単位時間} \div 35 \text{ 週} = 29 \text{ 単位時間/週}$

週当たり授業時数の実態

小学校、中学校いずれも週当たり授業時数を28コマ以下で設定する学校の割合が増えているが、小学校5年では約60%、中学校2年では約75%の学校は29コマに設定している。



R7年度 研究開発学校

～多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程の編成～

1 単位時間を短縮して生み出された時間を用いて、

- ・児童生徒一人一人の興味・関心や学習上の課題等に応じて柔軟に学びを選択できる時間
- ・体験活動、表現力や対話力を育成する活動など学習の素地を高める時間
- ・教師の研修や授業改善のための時間 等に充当。

令和6年度

管理機関：2（目黒区・愛荘町）
（設置者等）

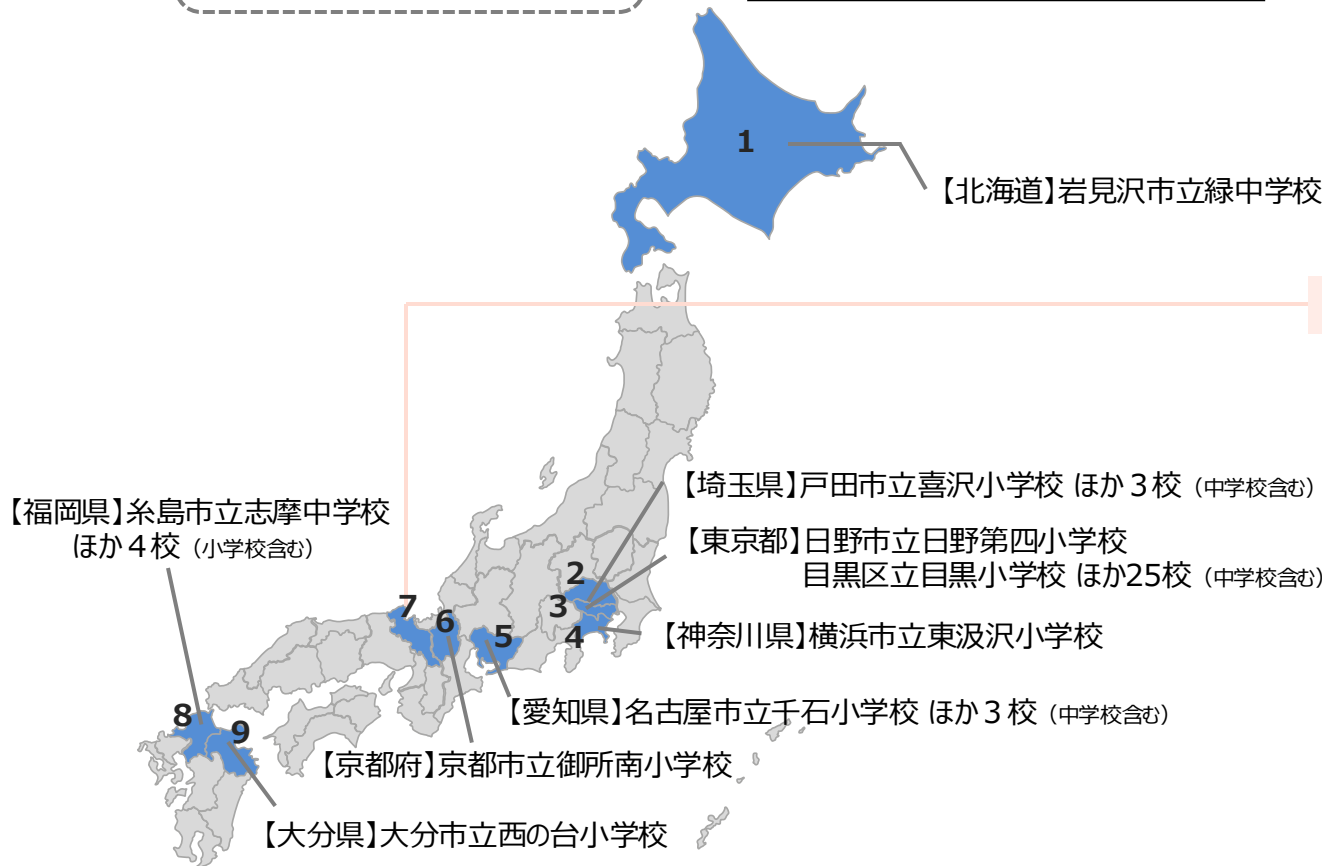
学校数：25

実施地域・学校を大幅に増加

令和7年度

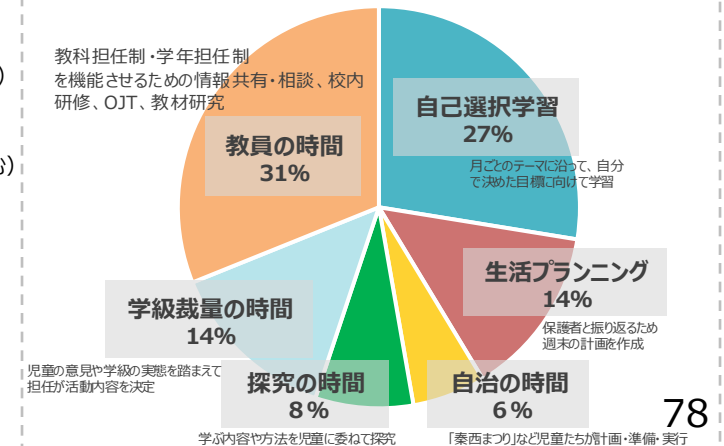
管理機関：9 都道府県
（設置者等）

学校数：46（小：38 中：8）



滋賀県愛荘町の取組（愛荘町立秦荘西小学校 ほか1校）

生み出した127コマの活用



教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 概要

趣旨

- 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂し、**一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成を促進**するため、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討において「**調整授業時数制度**」(※)の創設について検討中。全国教育委員会や学校から、令和7年度から先行的に取り組んでいる研究開発学校と同様に、柔軟な教育課程の実施に取り組みたいとの声が多数寄せられている。

(※) **各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とするもの。**

- 柔軟な教育課程を編成・実施する上では、より一層、**各学校におけるカリキュラム・マネジメントや教育委員会等による伴走支援・指導助言が重要**となり、これらの知見の蓄積が、制度導入後の教育課程の質に直結することとなる。

- 「調整授業時数制度」の導入後、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、**全国各地の教育委員会・学校が教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しをする仕組み（教育課程柔軟化サキドリ研究校事業）を創設。**

※本事業は、研究開発学校制度の下での教育課程の柔軟化の主な先行事例及び現行の授業時数特例校制度を念頭に置きつつ、「調整授業時数制度」の導入に先立って、まずは一定の範囲での教育課程柔軟化の試行事例を全国各地に生み出そうとするものである。実際の「調整授業時数制度」の制度設計は今後中央教育審議会において検討されるものであり、本事業とは同一の仕組みとはならない可能性があることを前提とする。

事業概要

- 「調整授業時数制度」導入後の全国における円滑な制度実施に向け、研究開発学校とは別に、「**調整授業時数制度**」を先取りするような形で**教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校（サキドリ研究校）を文部科学大臣が指定する。**

サキドリ研究校事業における教育課程の特例の内容

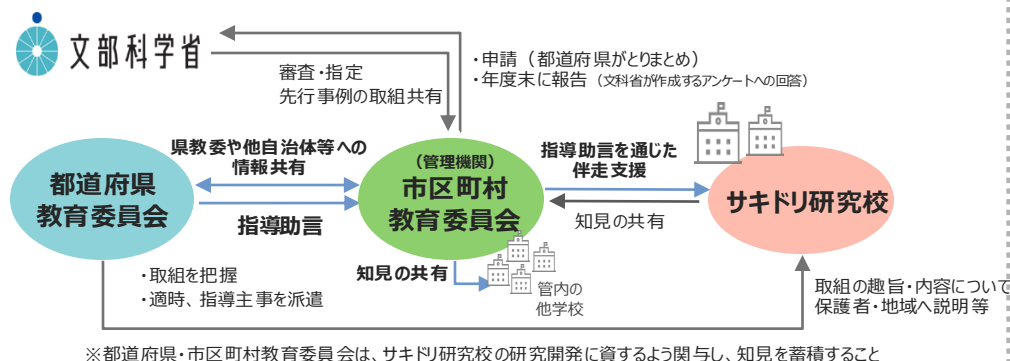
サキドリ研究校においては、先行事例を踏まえ、**調整授業時数は対象教科等(※1)ごとに10%程度を上限**とし、用途として以下に活用可能とする。その際、①～③にどのように活用するのかについては教育委員会、学校が子供や地域の状況を踏まえて判断することとする。

- ①既存の各教科等への上乗せ
- ②教科の新設
- ③裁量的な時間 (ア)子供の資質・能力の育成に特に資する教育活動 (※2)
(イ)教師の組織的な研究・研修等

※1 年間35単位時間以下を標準としている教科等は、**対象外**

※2 標準授業時数が設定されていない学校行事や児童会・生徒会活動は含まれない

※3 ①②合わせて30コマ程度まで、③ (ア)と(イ)それぞれ30コマ程度まで



対象

全国の公立小中学校等

- ※ 義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ※ 各都道府県・指定都市につき5校程度を上限として指定。
- ※ 各都道府県・指定都市における申請校には中学校を含むこととする。

指定期間

令和8年度から令和10年3月までの2年間を想定

※「調整授業時数制度」の施行時期を踏まえて変更の可能性あり

スケジュール

各学校における取組開始

令和8年4月～

小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる 時間短縮の程度に関する調査（学会等未発表データ，速報値）

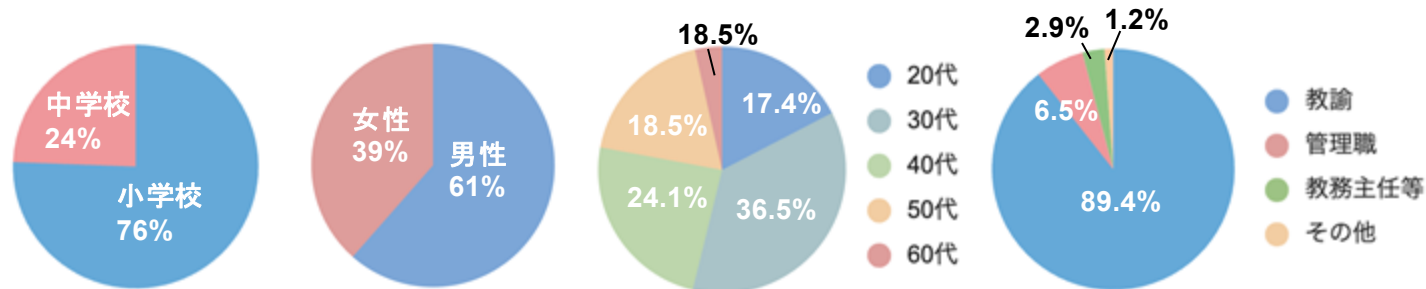
調査対象地域・学校等

全国の公立・私立の小学校・中学校に在籍する教師

回収数

回答数 375人 有効回答数 340人

調査回答者の属性



調査方法・調査項目

Webフォームによる。フェイス項目5項目、①授業の準備等：9項目の質問に対して、デジタル活用前・デジタル活用以後を問う計18項目、②授業の運営：14項目の質問に対して、デジタル活用前・デジタル活用以後を問う計28項目

調査期間

2025年3月4日から3月9日までの5日間

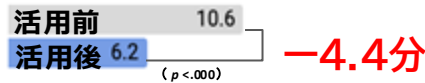
西本壇, 伊藤真紀, 杉本啓馬, 佐藤和紀, 堀田龍也

小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査
日本教育工学会研究報告集, Vol.2025, No.1:発表予定(2025.5.24.京都外国語大学)

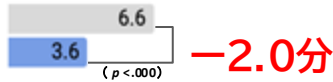
デジタル学習基盤による授業運営の効率化

- デジタル学習基盤の活用により授業運営に関わる諸活動の効率化が可能との調査結果
- 同じ活動を行う場合でも、デジタル学習基盤の整備・活用状況に応じて効率化の程度が異なる可能性

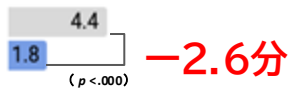
学習の見通し (数時に1度程度)



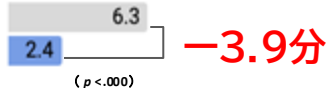
課題の提示 (ほぼ毎時)



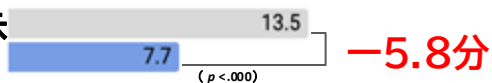
ワークシート、 プリント配布 (数時に1度程度)



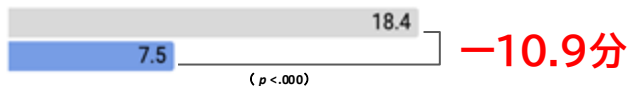
資料の提示 (ほぼ毎時)



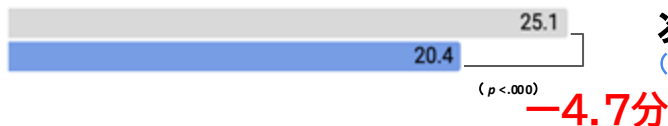
教具の扱いの指示 (数時に1度程度)



板書 (ほぼ毎時)



調べさせる、 問題を解く (ほぼ毎時)



整理させる、 まとめさせる (数時に1度程度)

意見の発表、交流 (数時に1度程度)

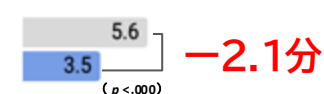
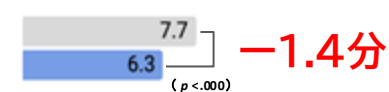
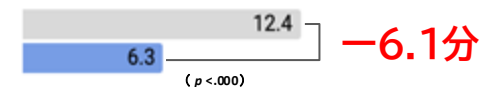
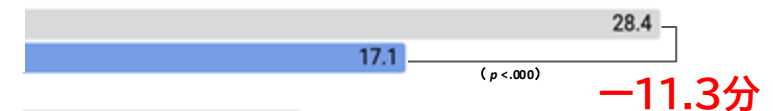
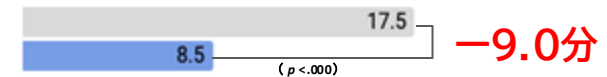
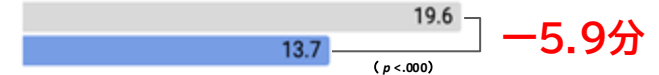
意見や考えの把握 (ほぼ毎時)

学習活動の評価 (数時に1度程度)

良かった点の共有 (ほぼ毎時)

振り返りをさせる (数時に1度程度)

次時の予告 (数時に1度程度)



■ 活用前 ■ 活用以後

※各質問項目について、当該活動1回あたりの所要時間(分)を調査し、平均値を算出。デジタル活用前後の平均時間から差を算出。(p値はウィルコクソンの符号順位検定)

※青字は各活動の概ねの発生頻度 (1人1台の端末活用歴4年～5年の教員3人で議論し合意したもの)

※西本壇、伊藤真紀、杉本啓馬、佐藤和紀、堀田龍也(2025)小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査. 日本教育工学会研究報告集, 2025(1):発表予定

諸外国の授業時数等の示し方

授業週数・日数、総授業時数、各教科の授業時数、単位授業時間の示し方は各国で様々であり、大きく以下の3つに分類できる。

- ①年間授業週数・日数もしくは総授業時数まで国（州）として示し、各教科の授業時数や単位授業時間は自治体や学校に裁量を委ねる
- ②年間授業週数や総授業時数に加え、各教科の授業時数まで国（州）として示し単位授業時間は自治体や学校に裁量を委ねる
- ③年間授業週数・日数や総授業時数、各教科の授業時数の定めに加え、単位授業時間まで国（州）として示す

分類	国名	授業週数・日数の定め	総授業時数の定め	各教科の授業時数の定め		単位授業時間の定め
				定めの有無	時数の単位	
①	イギリス (イングランド)	定めあり 年間最低授業日数 (190日)を 基準として示す	定めなし	定めなし	—	定めなし
	カナダ (ブリティッシュ コロンビア州)	定めなし	定めあり 複数学年ごとに 年間最低授業時数を示す	定めなし	—	定めなし
②	オーストラリア (クイーンズランド州)	定めあり 学年ごとに年間授業週数を 基準として示す	定めなし	定めあり 学年ごとに週最低授業時数と 年間最低授業時数を示している*1	時間 (hour)	定めなし
	フランス	定めあり 年間36週を基準として示す	定めあり 複数学年ごとに 週授業時数を基準として示す	定めあり 複数学年ごとに 週授業時数と年間授業時数を 基準として示す*2	時間 (hour)	定めなし
③	韓国	定めあり 年間34週を基準として示す	定めあり 複数学年ごとに 最低授業時数を示す	定めあり 複数学年ごとに年間授業時数を 基準として示すが 20%の範囲で増減可能	単位授業 時間数	基準として定めるが変更可 小学校の場合40分、 中学校の場合45分
	中国	定めあり 年間39週を基準として示す	定めあり 学年ごとに週授業時数及び 年間授業時数を基準として示す	定めあり 学年ごとに総授業時数における 時間配分の上限と下限を示す	単位授業 時間数	基準として定めるが変更可 小学校の場合40分、 中学校の場合45分
	ドイツ (バーデン・ ヴュルテンベルク州)	定めなし	定めあり 学校種ごとに週授業時数を 基準として示す	定めあり 学校種ごとに 週授業時数を基準として示し 各学年への配分割合を調整可能	単位授業 時間数	基準として定めるが変更可 45分
	フィンランド	定めあり 年間190日、 年間38週を基準として示す	定めあり 複数学年ごとに 週最低授業時数を示す	定めあり 複数学年ごとに 週最低授業時数を示す	単位授業 時間数	基準として定めるが変更可 45分

表全体注記：各学校に一定の裁量を持たせる記述が参考資料や原典資料から明確に確認できるものは「基準」として記載し、確認できないものは「基準」として記載しているが、法規規範性の有無やその程度については不明。

※1：小学校段階においてのみ週最低授業時数も定められている。

※2：小学校段階においてのみ年間授業時数も定められており年間授業時数を確保していることを条件に週授業時数を調整することができる。

イギリス（イングランド）の授業時数等に関する概要

- 年間最低授業日数は法律で190日と定められている。
- 国が定める教育課程の基準は存在するが、年間授業時数、教科の授業時数、単位授業時間の定めはなく、教育水準局（OFSTED）による監査を行い全国的な教育内容の質保証を図っている。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

キーステージ（KS）		KS1	KS2	KS3	KS4
年齢		5-7	7-11	11-14	14-15
学年		1-2	3-6	7-9	10-11
中核教科	英語	●*1	●	●	●
	算数・数学	●	●	●	●
	理科	●	●	●	●
基礎教科	美術・デザイン	●	●	●	
	市民性教育			●	
	コンピューティング*2	●	●	●	●
	デザイン・技術	●	●	●	
	外国語*3		●	●	
	地理	●	●	●	
	歴史	●	●	●	
	音楽	●	●	●	
その他	体育	●	●	●	●
	宗教	●	●	●	●
	PSHE*4				

出典：Department for Education(2014, p.7), 植田(2021)を参考に筆者作成。

*1 ●は必修科目。空欄は選択科目であるが、学校ごとに開設方法の裁量が与えられている（例えば音楽とICTの合科授業や、英語と演劇を同一科目で扱うなど）。

*2 「情報通信技術(ICT)」から「コンピューティング(Computing)」へ名称変更（2014年）。

*3 KS2では外国語、KS3では現代外国語となる。

*4 PSHE（人格・社会性・健康教育、KS3では人格・社会性・健康・経済教育）は法令上の必修科目とはされていないが、ナショナル・カリキュラムで「全学校は良い実践例を参考にしてPSHEへの対応をすべき」（Department for Education, 2014, p.5）と示されている。

◆時間割例（Morningside小学校 第1学年の事例より）

- 教科に応じて授業時間を変更し、弾力的な時間割編成としている点が特徴である

	授業時間	月	火	水	木	金
9:00～9:15	15分	手習い* ¹	手習い	手習い	手習い	手習い
9:15～9:45	30分	フォニックス* ²	フォニックス	フォニックス	フォニックス	フォニックス
9:45～10:30	45分	ライティング	ライティング	ライティング	ライティング	算数
10:30～10:45	—	休憩				
10:45～11:00	15分	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ	集会
11:00～11:45	45分	リーディング	リーディング	リーディング	リーディング	リーディング
11:45～12:00	15分	算数の集い	算数の集い	算数の集い	算数の集い	算数の集い
12:00～12:15	15分	集会	集会		集会	物語
12:00～13:00	—	ランチ				
13:00～15:20	140分	宗教 (—)	算数 (45分)	PSHE (30分)	算数 (45分)	算数 (45分)
		音楽 (45分)				
		休憩 (—)	トピック (95分)	算数 (—)	トピック (95分)	トピック (95分)
		体育 (65分)		読み聞かせ (—)		
15:20 下校						

※1：字の書き方の伝授を指す。

※2：英語の綴りと発音の規則性を学び、英語の読み方や書き方の伝授を指す。

（出典）「Morningside Primary School_Our School Day」より仮訳。

カナダ（ブリティッシュコロンビア州）の授業時数等に関する概要

- 第1学年から第7学年までの年間最低授業時数は各878時間（1時間＝60分）、第8学年から第12学年までは各952時間と定められている。
- 各教科の授業時数や単位授業時間の定めはない。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

学年 教科	K	1	2	3	4	5	6	7	8	9
英語またはフランス語*										
*フランス語は、フランス語話者またはフランス語イメージングプログラム履修者が対象										
算数/数学										
科学										
社会										
保健体育										
芸術										
キャリア教育										
応用デザイン・スキル・技術 (Applied Design, Skills and Technologies)										
言語（手話、コアフレంచి、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、中国語、バンジャビ語、スペイン語）										

Required Areas of Learning in an Educational Program Order (Ministerial Order 295/95) 及び Educational Program Guide (M333/99) をもとに作成。

（補足）卒業要件として10学年を対象に数学の習熟度を測る評価を実施しており、一部の教科においては教育内容の質保証の仕組みを設けている。

◆時間割例（Lord Byng中学校の事例より）

- 60分と80分の授業時数を組み合わせて時間割を編成している点が特徴である

	月	火	水	木	金
FIT*	8:40～ 9:20 (40分)				8:40～ 9:20 (40分)
ブロック1	9:20～ 10:20 (60分)	8:40～ 10:00 (80分)	8:40～ 10:00 (80分)	8:40～ 10:00 (80分)	9:20～ 10:20 (60分)
休憩	10:20～ 10:30	10:00～ 10:10	10:00～ 10:10	10:00～ 10:10	10:20～ 10:30
ブロック2	10:30～ 11:30 (60分)	10:10～ 11:30 (80分)	10:10～ 11:30 (80分)	10:10～ 11:30 (80分)	10:30～ 11:30 (60分)
ランチ	11:30～ 12:15	11:30～ 12:15	11:30～ 12:15	11:30～ 12:15	11:30～ 12:15
ブロック3	12:15～ 13:35 (80分)	12:15～ 13:15 (60分)	12:15～ 13:35 (80分)	12:15～ 13:15 (60分)	12:15～ 13:35 (80分)
休憩	13:35～ 13:40	13:15～ 13:20	13:35～ 13:40	13:15～ 13:20	13:35～ 13:40
FIT*		13:30～ 14:00 (30分)		13:30～ 14:00 (30分)	
ブロック4	14:40～ 15:00 (20分)	14:00～ 15:00 (60分)	14:40～ 15:00 (20分)	14:00～ 15:00 (60分)	14:40～ 15:00 (20分)

※：FITはFlexible Instructional Timeの略。生徒が自身の関心や進捗状況に応じて多様な学習活動を行う時間を指す。

オーストラリア（クイーンズランド州）の授業時数等に関する概要

- 学習領域（教科に該当）毎に、学年別の年間最低授業時数と週最低授業時数が示されている*1。
- 標準授業時数の表は1時間＝60分で記載されているが、単位授業時間の定めはない。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

学習領域	時間	Prep	学年1	学年2	学年3	学年4	学年5	学年6
英語	年単位	280	280	280	280	280	240	240
	週単位	7	7	7	7	7	6	6
算数・数学	年単位	200	200	200	200	200	200	200
	週単位	5	5	5	5	5	5	5
保健体育	年/バンド単位	80	160 (80時間/年)		160 (80時間/年)		160 (80時間/年)	
	週単位	2	2		2		2	
科学	年単位	20	20	20	40	40	60	60
	週単位	30分	30分	30分	1	1	1時間30分	1時間30分
人文・社会科学	年単位	20	20	20	40	40	60	60
	週単位	30分	30分	30分	1	1	1時間30分	1時間30分
芸術	年/バンド単位	40	80 (40時間/年)		120 (60時間/年)		120 (60時間/年)	
	週単位	1	1		1時間30分		1時間30分	
技術	年単位	20	40 (20時間/年)		80 (40時間/年)		100 (50時間/年)	
	週単位	30分	30分		1		1時間15分	
言語	年/バンド単位	20	80 (40時間/年)		80 (40時間/年)		80 (40時間/年)	
	週単位	30分	1		1		1時間30分	

※：灰色塗りつぶし枠はオプション。P-9年生までは40週、10年生は38週が授業週とされている。

（補足）オーストラリアン・カリキュラムに基づき悉皆の全国調査（毎年）を実施し、教育内容の質保証を図っている。

◆時間割例

（Brisbane South State中等教育学校 中学校の事例より）

- 各コマに20分、40分、55分、90分の授業時間を弾力的に割り当て時間割を編成している点が特徴である

月	火	水	木	金
探求型学習 8:40～9:20 (40分)	探求型学習 8:40～9:20 (40分)	探求型学習 8:40～10:00 (20分)	体育 8:40～10:10 (90分)	全体集会 8:40～9:20 (40分)
レッスン1 9:20～10:15 (55分)	レッスン1 9:20～10:15 (55分)	レッスン1 10:00～10:40 (40分)	探求型学習 10:10～10:30 (20分)	レッスン1 9:20～10:15 (55分)
レッスン2 10:15～11:10 (55分)	レッスン2 10:15～11:10 (55分)	レッスン2 10:15～11:10 (55分)	休憩1 10:30～10:55	レッスン2 10:15～11:10 (55分)
休憩1 11:10～12:00	休憩1 11:10～12:00	休憩1 11:10～12:05	レッスン2 10:55～11:35 (40分)	休憩1 11:10～12:00
レッスン3 12:00～12:40 (40分)	レッスン3 12:00～12:40 (40分)	レッスン3 12:05～12:45 (40分)	レッスン3 11:35～12:15 (40分)	レッスン3 12:00～12:40 (40分)
レッスン4 12:40～13:20 (40分)	レッスン4 12:40～13:20 (40分)	レッスン4 12:45～13:25 (40分)	レッスン4 12:15～13:10 (55分)	レッスン4 12:40～13:20 (40分)
休憩2 13:20～13:55	休憩2 13:20～13:55	休憩2 13:25～13:55	休憩2 13:10～13:55	休憩2 13:20～13:55
レッスン5 13:55～14:50 (55分)	レッスン5 13:55～14:50 (55分)	レッスン5 13:55～14:50 (55分)	レッスン5 13:55～14:50 (55分)	レッスン5 13:55～14:50 (55分)

（出典）

<https://brisbanesouthssc.eq.edu.au/SupportAndResources/FormsAndDocuments/Documents/Documents/bsssc-class-times-2024-%20junior-secondary.pdf>

（2025年2月27日最終閲覧）より仮訳。

*1：小学校段階においてのみ週最低授業時数も示されている。

（出典）国立教育政策研究所『諸外国の教育課程改革の動向』（2022年3月）、QL州教育省「K-12 Curriculum, assessment and reporting framework」より作成。

フランスの授業時数等に関する概要

- 複数もしくは単学年ごとに、週授業時数及び年授業時数が示され^{*1}、教科ごとに学年段階に応じた授業時数が割り当てられている。中学校では各教科の週授業時数内で個別支援や教科横断的活動に充てることが可能である。
- 単位授業時間の定めはなく、学校の裁量で55分ないし50分で設定されている場合が多い。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

	第2学習期	第3学習期		第4学習期	
	小学校 第1～3学年	小学校 第4,5学年	中学校 第1学年	中学校 第2,3学年	中学校 第4学年
フランス語	10時間	8時間	4.5時間	4.5時間	4時間
数学	5時間	5時間	4.5時間	3.5時間	3.5時間
外国語	1.5 時間	1.5 時間	4 時間	3 時間 (第一)	3 時間 (第一)
				2.5 時間 (第二)	2.5 時間 (第二)
体育	3 時間	3 時間	4時間	3時間	3時間
芸術	2 時間	—	—	—	—
美術	—	2 時間	1 時間	1 時間	1 時間
音楽	—		1 時間	1 時間	1 時間
歴史・地理	—	1.5 時間	3 時間	3 時間	3.5 時間
道徳公民教育	1 時間	1 時間	—	—	—
世界への問い	1.5 時間	—	—	—	—
理科	—	2 時間	3時間	—	—
技術	—		—	1.5 時間	1.5 時間
生物・地学	—	—	—	1.5 時間	1.5 時間
物理・化学	—	—	—	1.5 時間	1.5 時間
芸術史	—	授業時間配当無し			
メディア情報教育	—	—	—	授業時間配当無し	
週合計	24 時間	24 時間	25時間	26 時間	26 時間

出典：小学校は2015年11月9日省令。中学校は2024年3月15日付省令

(補足) 視学制度を用いて学校における教育内容の監督等を実施し、教育内容の質保証を図っている。

◆時間割例 (Jean Mounes中学校の事例より)

- 45分単位のコマ数も一部みられるが、原則55分単位の授業時数で各教科に時間が割り振られている

	授業時間	月	火	水	木	金
8:25～9:20	55分	物理・化学	数学	歴史・地理	ドイツ語*	体育
9:25～10:10	45分	CDI (情報資料室)	歴史・地理	フランス語	生物・地学	体育
朝休憩	—					
10:35～11:30	55分	技術	体育	数学	英語	歴史・地理
11:30～12:25	55分	/	体育	英語	/	/
昼休憩	—					
13:00～13:55	55分	学級生活の時間	FSE (社会教育団体)*	/	数学	数学
14:00～14:55	55分	フランス語	英語	スポーツ協会*	フランス語	音楽
午後休憩	—					
15:10～16:05	55分	英語	フランス語	スポーツ協会*	フランス語	体操クラス*又は宿題支援*
16:10～17:05	55分	美術	数学	/	学習*	体操クラス*又は宿題支援*

*：いずれもオプション

(出典) 「Un emploi du temps de sixième _ Collège Jean Mounes.pdf」より仮訳。

(出典)『国立教育政策研究所『諸外国の教育課程改革の動向』(2022年3月) 参照。
^{*1}：小学校段階においてのみ年間授業時数も定められており年間授業時数を確保していることを条件に週授業時数を調整することができる。

韓国の授業時数等に関する概要

- 授業週数は年間34週を基準とする。学年群ごとの年間授業時数は最低授業時数であり、各教科（群）及び創意的体験活動に充てられている授業時数は20%の範囲で増減が可能である。
- 小学校の1単位授業時間は40分、中学校は45分が原則だが、気候及び季節、発達の程度、学習内容の性格、学校の実情などを考慮して弾力的に編成・運営できる。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

学 校		初等学校			中学校
学年群		1～2	3～4	5～6	1～3
教科群	国語	482	408	408	442
	社会／道徳	たのしい生活 144	272	272	510
	数学	256	272	272	374
	科学／実科／ 情報（中学校のみ）	かしこい生活 224	204	340	680
	体育	たのしい生活	204	204	272
	芸術（音楽／美術）	400	272	272	272
	英語	—	136	204	340
	選択	—	—	—	170
	創造的体験活動	238	204	204	306
年間授業時数		1,744	1,972	2,176	3,366

表注1：表中の**太字下線**は、旧課程から変更された箇所を示している。

表注2：1時間の授業は初等学校は40分、中学校は45分を原則とするが、気候及び季節、児童・生徒の発達の程度、学習内容の性格、学校の実情などを考慮して弾力的に編成・運営できる。

表注3：学年群の教科群別及び創意的体験活動の時間配当は、年間34週を基準とし、初等学校は2年間、中学校は3年間の基準授業時数を示したものである。

表注4：学年群ごとの総授業時数は最少授業時数を示したものである。

表注5：実科の授業時間は、5～6年生の科学／実科の授業時数にのみ含まれる。

表注6：情報教育は実科の情報領域時数と学校自律時間等を活用し初等学校は34時間以上、中学校は68時間以上編成・運営する。

表注7：初等学校第1～2学年には、合科教科として、「たのしい生活」（道徳）と「たのしい生活」（体育と音楽、美術の合科教科）、「かしこい生活」（社会と理科の合科教科）が設けられている。

（補足）教育省が定める学校評価に係る基本計画の下、各地方で教育課程の適切性等を自律的に評価している。

◆時間割例（ソウル市ウンジョン小学校の事例より）

- 40分の単位授業時間に基づいて一律に時間が割り振られている点が特徴である

	授業時間	開始	終了
登校及び朝活動	—	-	9:00
1 時間目	40分	9:00	9:40
休み時間	—	9:40	9:50
2 時間目	40分	9:50	10:30
休み時間	—	10:30	10:40
3 時間目	40分	10:40	11:20
休み時間	—	11:20	11:30
4 時間目	40分	11:30	12:10
お昼休み	—	12:10	12:50
5 時間目	40分	12:50	13:30
休み時間	—	13:30	13:40
6 時間目	40分	13:40	14:20

中国の授業時数等に関する概要

- ・ 学年ごとに、週授業時数と年間授業時数、総授業時数に対する各教科の配分割合（上限と下限）が示されている。
- ・ 単位授業時間は小学校40分、中学校は45分と示されているが、学校の裁量で調整可能である。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

	学年									総時間数に対する比率 (%)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
国が定める課程	道徳と法治									6～8%
	中国語（言語・文学）									20～22%
	算数・数学									13～15%
	外国語									6～8%
							歴史、地理			3～4%
	科学						物理、化学、生物（或いは科学）			8～10%
	情報科学技術									1～3%
	体育と健康									10～11%
	芸術									9～11%
	労働									
総合実践活動										
地方が定める課程	省レベルの教育行政機関が計画し、設置									14～18%
学校が定める課程	学校が規定に基づき設置									
週時間	26	26	30	30	30	30	34	34	34	
年時間	910	910	1050	1050	1050	1050	1190	1190	1122	9522

- 表注1：時間数は単位時間。1単位時間は第1～6学年（小学校）40分、第7～9学年（初級中学）は45分。
- 表注2：表は6-3制を対象としており、5-4制は本表を参考に設定できる。
- 表注3：省レベルの教育行政機関は9年間の総授業時数を増やさず、各教科各学年の週当たり授業時数の上下限を定める。学校は週当たり授業時数を確保した上で、各教科の週当たり授業時数を決定し、自主的に各授業の具体的な時間の長さを決める。
- 表注4：労働と総合実践活動は毎週1単位時間以上、グループ活動を原則毎週1単位時間以上設ける。
- 表注5：地方が定める課程は9年間の総授業時数の3%未満（地方が定める課程を用いて小学校の第1～第2学年で外国語を開設した場合は4%未満）とする。
- 表注6：労働、総合実践活動、グループ活動、地方が定める課程、学校が定める課程の授業時数は統一的に計画して使用できる。その場合、分散させても、集中的に用いてもよい。

（補足）視学制度を用いて教育の質や教育方法の水準等を調査・監督し質保証を図っている。

◆時間割例（上海市*華東師範大学付属小学校 第1 学年の事例より）

- ・ 単位授業時間は、上海市華東師範大学付属小学校の裁量のもと35分と定められており、当該授業時数に基づいて一律に時間が割り振られている点が特徴である

	授業時間	月	火	水	木	金
8:20～8:30	—	国旗掲揚、ラジオ体操				
8:35～9:10	35分	言語・文学	言語・文学	科学	言語	言語・文学
9:20～9:55	35分	算数	言語・文学	算数	体育と健康	算数
9:55～10:00	—	目の体操				
10:10～10:45	35分	英語	科学	言語・文学	道徳と法治	造形と美術
10:55～11:30	35分	言語・文学	英語	体育と健康	言語・文学	造形と美術
11:30～12:00	—	ランチ				
12:00～12:50	—	昼休み				
12:55～13:10	—	昼の会				
13:10～13:45	35分	道徳と法治	体育と健康	音楽	音楽	クラス活動
14:00～14:35	35分	体育と健康	総合実践活動	学校が定める課程	労働	体育
14:40～15:30	—	運動などの各種活動を行う活動時間、国旗貢献				
15:30～16:30	—	放課後サービス1				
16:30～17:30	—	放課後サービス2				

*：上海市は教育実験地区として中国教育部が示す教育課程の基準とは別に「上海市義務教育課程実施規則」（推奨）を示しており、独自の教育課程を設置する裁量を持つ。

ドイツ（バーデン・ヴュルテンベルク州）の授業時数等に関する概要

- 学校種ごとに、各教科の週授業時数の合計が定められており、どの学年に何時間振り分けるかは各学校の裁量となっている。
- 単位授業時間は45分と定められているが、週授業時数相当を確保すれば単位授業時間や時間割編成は学校で調整可能である。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

基礎学校（1-4年）		ギムナジウム（5-10年）			
教科	時数	授業科目	時数	授業科目	時数
宗教	8	宗教	11	自然科学領域	
ドイツ語	28	倫理	(11)	生物、自然現象及び技術科目群	6
外国語	4	ドイツ語	24	物理	8
算数	21	第一外国語	22	化学	6
事実教授	12	第二外国語	18	生物	5
音楽	6	数学	24	情報発展コース	1
芸術/工作	7	社会科学領域		音楽	9
運動/遊び/スポーツ	12	歴史	10	美術	9
ドイツ語と算数の支援・深化時間（1,2学年の全児童に義務）	4	地理	7	スポーツ	16
テーマ志向のプロジェクト	教科の時間に統合	公民	4	プロフィール（第三外国語、自然科学及び技術、IMP、場合により音楽、美術あるいはスポーツ）	12
合計時数	102	経済/職業・学修オリエンテーション	3	物理（補足、ギムナジウム上級段階導入段階でプロフィール科目を継続しない場合）	1
				裁量時間（全ての生徒に義務）	4
				多様化と支援のための措置時間	9,7

（補足）視学制度を用いて各州において各学校の教育課程の順守の有無を検証し、質保証を図っている。

◆時間割例

（シュツットガルト市シュタイネンベルク基礎学校

（全日制教育プログラムへの参加が必修の基礎学校） 第4学年事例より）

- 単位授業時間は45分一律で割り当てられている

	授業時間	月	火	水	木	金
8:00～8:45	45分	運動/ スポーツ/ 遊戯	音楽	数学	美術/ 工作	自己の ための 学習 (Wir)
8:45～9:30	45分	運動/ スポーツ/ 遊戯	数学	運動/ スポーツ/ 遊戯	美術/ 工作	自己の ための 学習 (Wir)
9:35～9:50	—	休憩				
9:55～10:40	45分	ドイツ語	ドイツ語	ドイツ語	数学	数学
10:40～11:25	45分	英語	ドイツ語	英語	音楽	数学
11:25～11:40	—	ランチ				
11:45～12:30	45分	個別 学習	個別 学習	個別 学習	個別 学習	ドイツ語
12:30～13:15	45分	ランチタイム活動		音楽 活動	ランチタイム活動	
12:30～14:30	—	ランチタイム活動				
14:30～15:15	45分	テーマ 学習 プログラム	学級会	テーマ 学習 プログラム	授業	
15:15～16:00	45分	テーマ 学習 プログラム	学級会	テーマ 学習 プログラム	授業	

フィンランドの授業時数等に関する概要

- ・ 複数学年ごとに、各教科の週最低授業時数の合計が定められており、どの学年に振り分けるかは各自治体の裁量となっている。
- ・ 週最低授業時数相当を確保すれば、単位授業時間や時間割編成は学校で調整可能だが、義務教育段階では45分としている学校が多い。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
教科・科目										
母語と母語文学	15			19				10		44
A1言語	2			9				7		18
B1言語					2		2	3		7
数学	7			15				11		32
環境学習	4			10						
生物・地学								7		
物理・化学								7		
健康教育								3		
環境・自然科学合計				14				17		31
宗教・倫理	2			5				3		10
歴史・社会				5				7		12
音楽	2			4				2		8
美術	2			5				2		9
手工	4			5				2		11
体育	4			9				7		20
家庭科								3		3
芸術系選択科目				6				5		11
芸術系科目合計										62
学習・進路指導								2		2
選択科目					9					9
最小授業時間数										228
自由科目 A2言語					(12)					
自由科目 B2言語								(4)		

出典：Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettujen opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta annetun valtioneuvoston asetuksen 6 §:n muuttamisesta. (286/2024)

※ B1 言語の時間数の変更は 2024 年度より実施。母語及び算数の授業時数増は 2025 年度より実施予定。

(補足) 各学校が、提供する教育及びその効果について点検し質保証を図る。

◆時間割例（ヘルシンキ市オウルンキュラ小学校 第6学年の事例より）

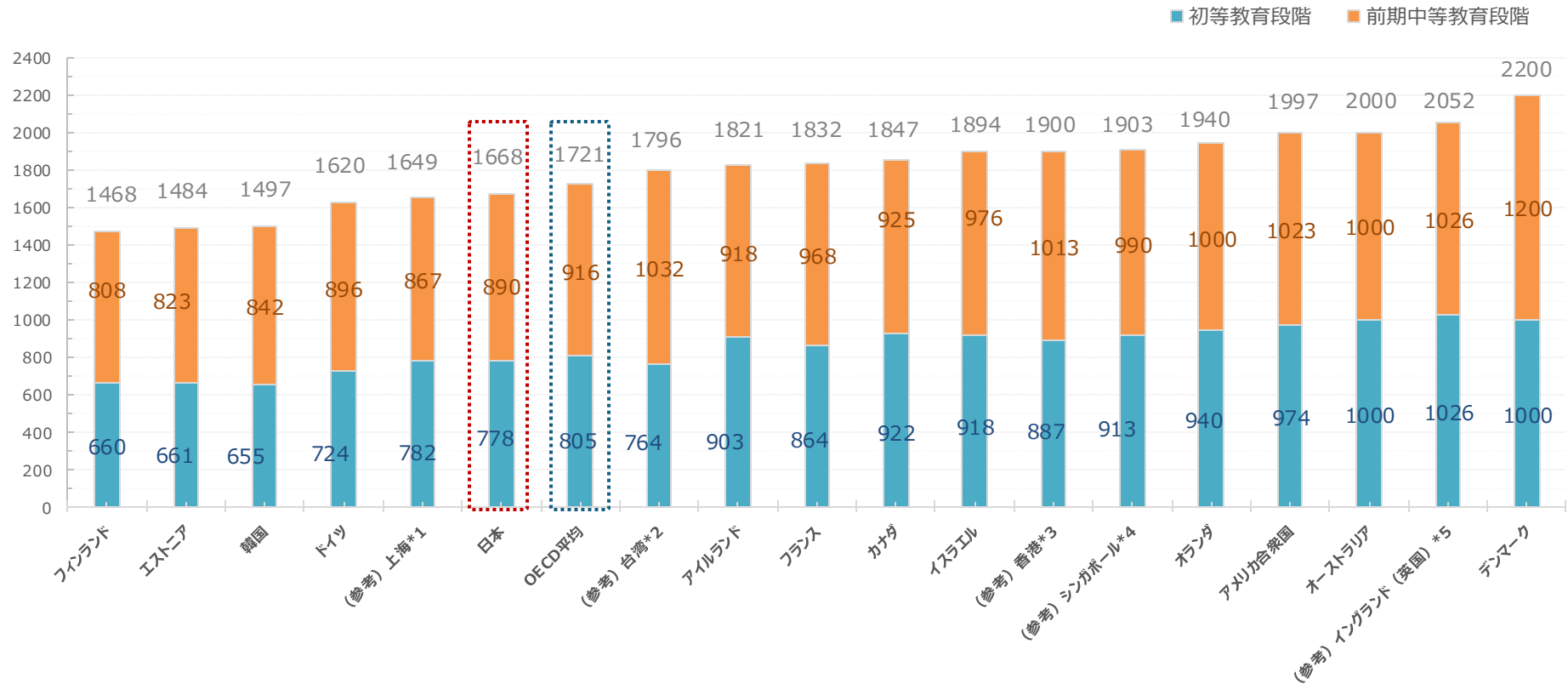
- ・ 単位授業時間は45分一律で割り当てられている。

	授業時間	月	火	水	木	金
8:30～9:15	45分	数学	フランス語 /ドイツ語	スウェーデン語	—	母語と 母語文学
9:15～10:00	45分	英語	数学	スウェーデン語	フランス語 /ドイツ語	宗教・倫理
10:25～ 11:15/11:30	45分*	音楽	英語	数学	歴史/ 社会	手工
11:15/11:30 ～12:15	45分*	音楽	母語と 母語文学	音楽	歴史/ 社会	手工
12:45～ 13:30	45分	母語と 母語文学	環境教育	美術	母語と 母語文学	体育
13:30～ 14:15	45分	数学	環境教育	美術	音楽	体育

*：3時間目または4時間目の最中に昼食を取り、日によってその時間が異なるため、開始時間もしくは終了時間がフレキシブルとなる。また各コマの開始時間と終了時間の差が45分の授業時間と一致していない場合がある。

小中学校段階の必修授業時間数の国際比較（年間平均、2023年）

- OECDの調査によれば、義務教育における年間必修授業時間数（年間平均、実時間(hour)換算）は、OECD平均で1721時間（初等教育段階：805時間、前期中等教育段階：916時間）であり、日本の必修授業時間数はOECD平均よりも53時間少ない。



※日本、OECD平均、アイルランド、アメリカ合衆国、イスラエル、エストニア、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランスのグラフはOECD「Education at a Glance」（2023）の数値（調査年は2022年）を基に作成。日本は、各教科等の標準授業時数だけでなく、行事の時間等の平均値も加えて算定されている。

表内注記に関して、上海、台湾、香港、シンガポール、イングランド（英国）の数値は文部科学省にて算出。算出方法は以下参照。なお、小数点以下が発生する場合は、切り捨てて表記している。

※1：上海は、上海市が定める「上海市義務教育課程実施規則」に記載の単位授業時間、週当たり授業時数及び授業週数より必修授業時間数を算出。

※2：台湾は、教育省が示す「Curriculum Guidelines of 12-Year Basic Education General Guidelines English Ver.」に記載の単位授業時間、週当たり最低授業単位数及び年間学校週数を基に算出。授業週数を定めた教育法規は確認できなかったため年間学校週数より算出したことから、必修授業時間数よりも上振れしている可能性に留意。

※3：香港は、香港教育局が示す「小學教育課程指引及び中學教育課程指引分冊2」より必修授業時間数を抜粋。

※4：シンガポールは、教育（学校）規則1957年に記載の週当たり最低授業時数と国立教育政策研究所「諸外国の教育課程の動向」（令和4年3月）に記載の年間授業週数を基に必修授業時間数を算出。

※5：イングランド（英国）は教育省が示す「Length of the School Week Case Studies」のMountjoy Schoolの事例より、児童生徒の登校から下校までの開校時間から休憩やランチタイムを除いた時間を授業時間とみなし、実態に基づく授業時間数を算出。

（３）高等学校段階における教育課程の柔軟化

（論点整理 P35～41関係）

高等学校に関するこれまでの主な制度改革

年	概要
昭和63年	単位制高等学校の導入（定時制・通信制）
平成元年	定時制・通信制高校の修業年限の弾力化（4年以上 → 3年以上）
5年	単位制高等学校の全日制への拡大 学校間連携、学校外学修（専修学校、技能審査）の単位認定の導入
6年	総合学科（普通教育・専門教育の選択履修を総合的に行う学科）の導入
10年	学校外学修の単位認定対象範囲の拡大（大学、高専、ボランティア等）
11年	中高一貫教育制度の導入（中等教育学校の創設等）
16年	高等学校設置基準の全部改正
17年	学校外学修等の認定可能単位数の拡大（20→36単位）
22年	外国の高等学校における履修単位の認定可能単位数の拡大（30→36単位）
24年	中高一貫教育校に係る教育課程の基準の特例を拡充 （中学校段階における指導内容の移行、高等学校段階（普通科）における「学校設定教科・科目」の単位数上限の緩和（20→36単位まで））
26年	指定都市立高等学校の設置認可の廃止（事前届出制）
27年	全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育の制度化
28年	高等学校専攻科修了者の大学への編入学制度の創設
30年	通信制高校の面接指導等実施施設に関する事項を学則記載事項に追加
令和3年	「普通教育を主とする学科」の弾力化、高等学校通信教育の質保証
令和6年	全日制・定時制課程における不登校生徒等向けの通信教育や自宅等からの遠隔授業の制度化 遠隔授業の運用弾力化（一定の要件の下、受信側教室に職員を配置することが可能）

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現

■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その問に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

取り組む
ことが
特に重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主な手段の
凡例 ○：通知等 □：予算事業 ◇：調査 ☆：その他取組

1 少子化が加速する地域における 高等学校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型の遠隔授業、全日制・定時制課程における通信教育の活用、学校間連携等の推進による学びの機会の充実に関する実証研究の実施
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのネットワークの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える 柔軟で質の高い学びの実現に向けて

不登校生徒の学習機会の確保

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に関する実証研究、モデル事例の創出
- ☆ 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜 等
- 定時制・通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 広域通信制の設置認可等に関する状況の把握等
- 通信制課程に係る情報公表や制度等に係る情報発信
- ◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 高校における特別支援教育の充実に向けた体制整備
- 外国につながる生徒の受入れに向けた体制整備

3 社会に開かれた教育課程、 探究・文理横断・実践的な学びの推進

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実にに向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備、留学をはじめ国際交流の促進、理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、専門高校を拠点とした地域人材の育成・地方創生の支援、専門高校の魅力の発信
- DXハイスクール事業の更なる推進
- ☆ 学習指導要領の理解や着実な実施、定着
- ☆ 学校における働き方改革の推進、教職員の配置を含む高校の指導体制の充実
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学者選抜を含む高大接続改革の推進
- ☆ 教育費の負担軽減



第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、**高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図る**など、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。**いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論^[249]に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。**

（中略）

我が国の発展を支える専門人材育成のため、**産業界等からの人材派遣^[255]等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築を推進する。**

（後略）

^[249]「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和6年12月27日文部科学省）等。

^[255]教師等の人材が不足している分野における人材派遣の仕組みの構築を含む。

2. 公立高校(専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用によるPDCAの徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。
- また、子供たちの学びの質や機会を保証するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針(高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県が作成する計画(高校教育改革実行計画(仮称))に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価(高校生の声を聞くことを含む)等による明確なKPIを設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。

3. 多様な教育機会の実現(高校間での単位互換を含む)

- 高校無償化の大幅拡充が、幅広く柔軟な教育を実施しなければならない多様な高校教育の振興にどのように資するのか整理が必要。(※上記2.の論点と関連)
- これからの高校には地域社会や産業界のニーズに応えつつ、生徒の進路希望や関心等を踏まえた多様な教育を行い、地方創生や経済成長に貢献できる人材を育成することが求められていることを踏まえると、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化(高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む)、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要。
- 高校間での単位互換については、学校間連携等の取組を充実させるとともに、高校生に対して多様で質の高い教育機会を提供し、高校生が主体的な学びを選択できるようにするため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行などに向けて、各学校の教育目標・方針や過疎地等の地域の状況、大学との相違を考慮しつつ、学校現場・自治体の意見を十分に聞きながら、具体的な方策について検討することが必要。

8. 公立と私立の関係

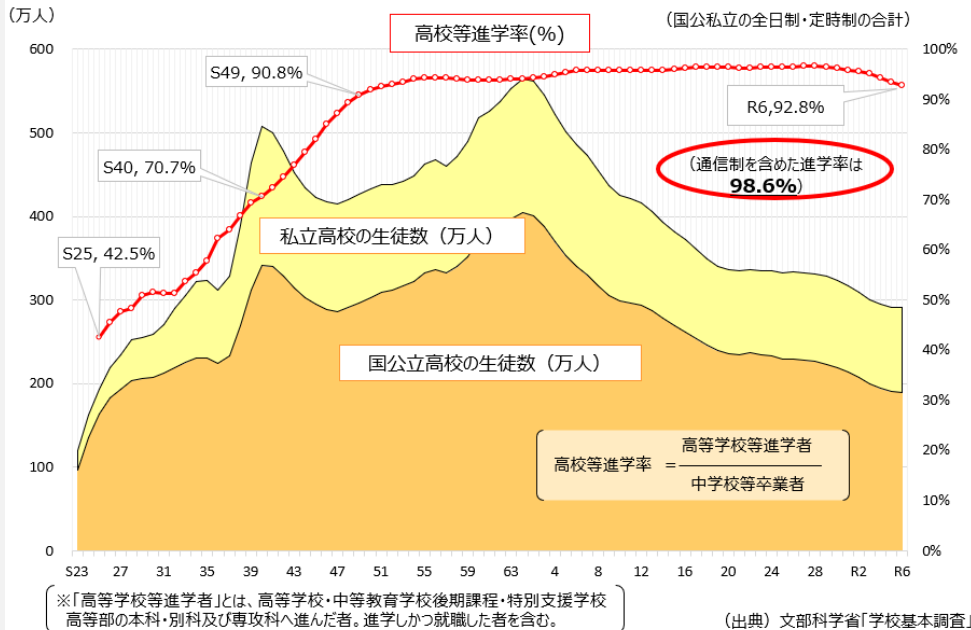
- 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応方策として、高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称)を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画(仮称)作成の仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。
- また、広域通信制高校の取扱いも含め、私立高校の定員管理、授業料をはじめとする学校納付金等の適正性を担保する仕組みの在り方について整理が必要。
- 過大な収容定員を設定したり、教育内容に課題が見られたりする広域通信制高校の管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上を図るため、定時制教育及び通信教育振興法の改正も視野に、情報公開の徹底や点検調査の強化、運営主体の学校法人化支援など実効性のある対応が必要。
- 教育の質を高めるには全ての学校に質向上の余地が公平に存在し、選ぶ側が学校の質を合理的に判断できることが必要だが、私立に比べ、公立は教員配置や設備投資などで自由度が低いとの指摘。(※上記2. 3. の論点と関連)

高等学校の現状

- 高等学校への進学率は約**99%**に達し、それ故、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、**高等学校の実態も多様化**している。
- 15歳人口が減少していく中で、**高等学校の数も減っていく**ことが見込まれる。

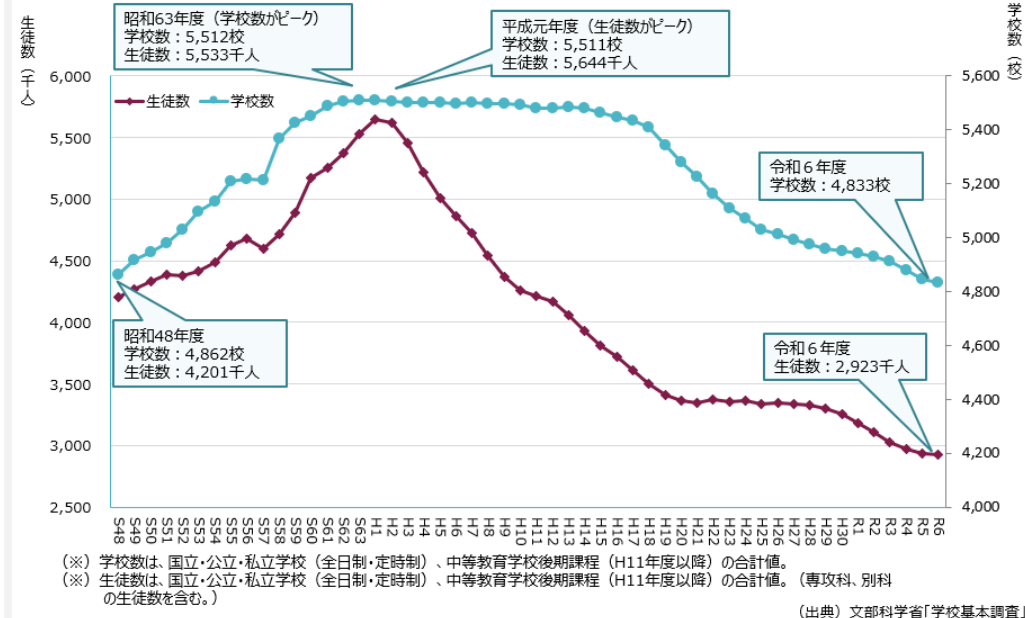
高等学校等への進学率【推移】

○ 高等学校等への進学率は、令和6年度には**98.6%**にのぼっている。



全日制・定時制 高等学校等の学校数と生徒数の推移

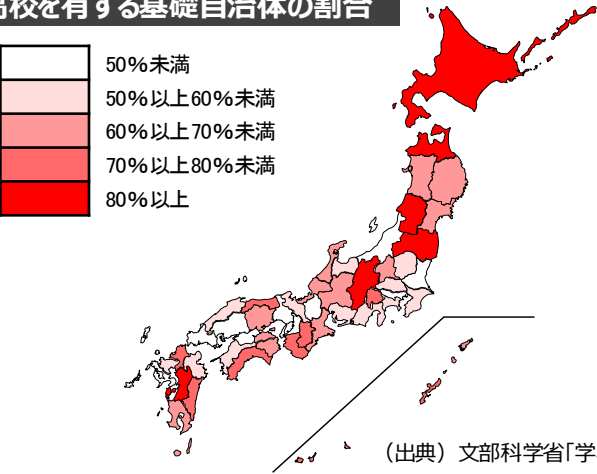
○ **全日制・定時制**の高等学校等は、昭和63年度に学校数が最多の5,512校、平成元年度に生徒数が最多の5,644千人に達した。以降、**学校数・生徒数ともに減少**しており、令和4年度には、**生徒数が初めて300万人を下回った**。



生徒の多様性が高まり、地域や高校ならではの包摂・特色を模索する必要

- 全国の市区町村（1,741）のうち、公立高校ゼロの自治体は28.9%、一つしかない自治体は35.0%、合計63.9%となり、その割合は増加傾向
- 統廃合が進み、地域によっては通学できる学校が1校のみとなり、学校の中で公立中学校等と同様の多様性も生まれやすくなる中、地域や各高校ならではの包摂や特色のあり方を模索し、具現化することが喫緊の課題

高校を有する基礎自治体の割合



（出典）文部科学省「学校基本調査」令和6年5月1日時点

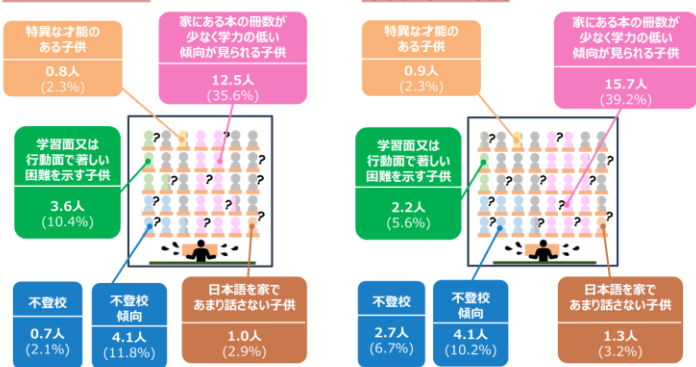
義務教育段階における児童生徒の多様性

※第5回教育課程企画特別部会 資料1-1より再掲

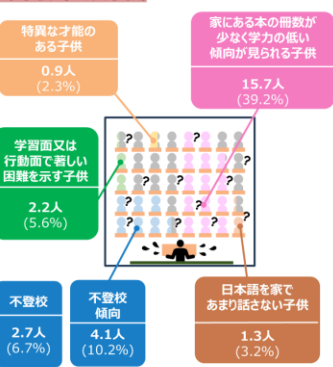
学校における児童生徒の多様性を包摂する必要性

○どの学校においても、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化している。
こうした多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題。

小学校（35人学級）



中学校（40人学級）



都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）		都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）	
		（該当数 / 総数）		0校	1校			（該当数 / 総数）		0校	1校
北海道	83.8%	（ 150 / 179 ）		55	95	滋賀県	36.8%	（ 7 / 19 ）		4	3
青森県	80.0%	（ 32 / 40 ）		22	10	京都府	50.0%	（ 13 / 26 ）		8	5
岩手県	63.6%	（ 21 / 33 ）		3	18	大阪府	48.8%	（ 21 / 43 ）		8	13
宮城県	65.7%	（ 23 / 35 ）		5	18	兵庫県	31.7%	（ 13 / 41 ）		1	12
秋田県	68.0%	（ 17 / 25 ）		9	8	奈良県	76.9%	（ 30 / 39 ）		19	11
山形県	80.0%	（ 28 / 35 ）		10	18	和歌山県	73.3%	（ 22 / 30 ）		13	9
福島県	81.4%	（ 48 / 59 ）		27	21	鳥取県	78.9%	（ 15 / 19 ）		10	5
茨城県	45.5%	（ 20 / 44 ）		6	14	島根県	52.6%	（ 10 / 19 ）		3	7
栃木県	56.0%	（ 14 / 25 ）		4	10	岡山県	63.0%	（ 17 / 27 ）		10	7
群馬県	65.7%	（ 23 / 35 ）		13	10	広島県	39.1%	（ 9 / 23 ）		1	8
埼玉県	57.1%	（ 36 / 63 ）		12	24	山口県	47.4%	（ 9 / 19 ）		2	7
千葉県	51.9%	（ 28 / 54 ）		14	14	徳島県	66.7%	（ 16 / 24 ）		9	7
東京都	32.3%	（ 20 / 62 ）		7	13	香川県	64.7%	（ 11 / 17 ）		4	7
神奈川県	51.5%	（ 17 / 33 ）		7	10	愛媛県	50.0%	（ 10 / 20 ）		1	9
新潟県	46.7%	（ 14 / 30 ）		8	6	高知県	79.4%	（ 27 / 34 ）		16	11
富山県	53.3%	（ 8 / 15 ）		2	6	福岡県	70.0%	（ 42 / 60 ）		22	20
石川県	63.2%	（ 12 / 19 ）		2	10	佐賀県	55.0%	（ 11 / 20 ）		4	7
福井県	64.7%	（ 11 / 17 ）		6	5	長崎県	38.1%	（ 8 / 21 ）		2	6
山梨県	77.8%	（ 21 / 27 ）		11	10	熊本県	80.0%	（ 36 / 45 ）		22	14
長野県	80.5%	（ 62 / 77 ）		40	22	大分県	55.6%	（ 10 / 18 ）		2	8
岐阜県	66.7%	（ 28 / 42 ）		14	14	宮崎県	73.1%	（ 19 / 26 ）		13	6
静岡県	51.4%	（ 18 / 35 ）		4	14	鹿児島県	67.4%	（ 29 / 43 ）		14	15
愛知県	50.0%	（ 27 / 54 ）		8	19	沖縄県	70.7%	（ 29 / 41 ）		18	11
三重県	69.0%	（ 20 / 29 ）		8	12	全国	63.9%	（ 1,112 / 1,741 ）		503	609

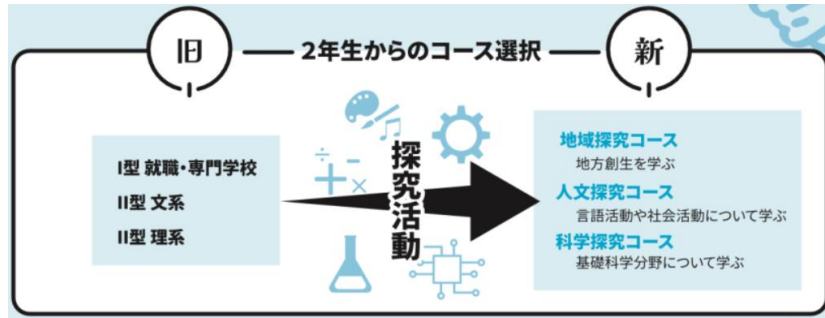
多様な特色を持つ高校も生まれつつある①

1. 地域の教育資源を生かした取組など特色ある教育課程の例

事例① 〈愛媛県立三崎高等学校（全日制 普通科）〉

- 普通科を「社会共創科」に改め、特色ある学校設定科目により地域に関する理解を深めつつ、2年次より地域探究コース、人文探究コース、科学探究コースを選択して学ぶ

取組の特徴・内容



- 特色ある学校設定科目を開設
 - 【未咲輝（みさき）学】※社会共創科のすべての生徒が履修
 - 地域理解（地域の歴史や地元企業について学ぶ）
 - データサイエンスを学び、RESAS、e-Statなどのビッグデータの活用
 - 地域探究活動や起業家育成プログラムなどを実施
 - 【地域文化と国語（国語科）】
 - 地域の伝承や文学者を教材とし、吟行や拓本などの体験活動を実施
 - 【芸術探究（芸術科）】
 - 地域の伝統芸能や行事に参加して地域文化に触れ、表現方法を学習

事例② 〈和歌山県立串本古座高等学校（全日制 普通科）〉

- 普通科を「未来創造学科」に改め、地域の資源を活用した学校設定科目を含む宇宙探究コース、文理探究コース、地域探究コースを入学時に選択して学ぶ

取組の特徴・内容

- 進学から就職まで幅広い進路目標に対応するため、入学時から3つのコースに分かれ、それぞれ地域の資源を生かした学校設定科目を提供 ※2年次進級時にコース変更可能
- 【宇宙探究コース】
 - 「宇宙探究基礎」、「宇宙観測と利活用」、「宇宙と国際理解」等で宇宙について専門的に学ぶ
- 【文理探究コース】
 - 「地域探究」、「実用英語」、「応用国語探究」等で国際感覚や科学的な視点等を学ぶ
- 【地域探究コース】
 - 「観光経済」、「ジオパーク学探究」、「南紀食文化探究」等で地域課題について地域と往還的に学ぶ

学年	コース	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
3年	宇宙探究																																
	文理探究	論理国語			政治・経済			数学Ⅲ		数学Ⅱ		数学Ⅰ		英語Ⅰ（コミュニケーションⅢ）				体育		情報探究		化学		物理		生物		総合英語探究	応用社会探究	応用国語探究	総合的な探究の時間		
	地域探究	論理国語			国語表現			世界史探究	日本史探究	政治・経済				実践数学				英語Ⅱ（コミュニケーションⅢ）		体育		音楽	生物探究	専門数学探究	文化探究	地産地消探究	水産生物探究	宇宙総合探究	南紀食文化探究				

多様な特色を持つ高校も生まれつつある②

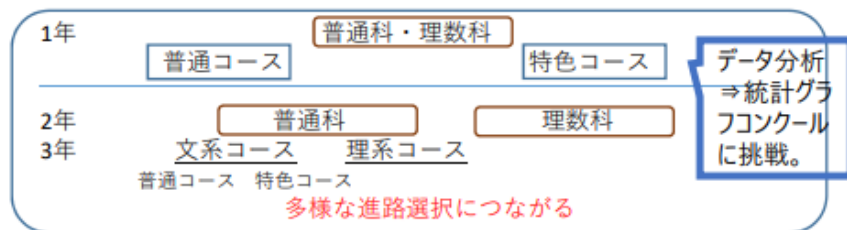
2. 多様な進路に応じたコースを提供している教育課程の例

事例① 〈香川県立観音寺第一高等学校（全日制 普通科・理数科）〉

- 1 年次は学科を分けず全ての教科を共通に学習し、2 年次からは普通科と理数科に分かれ、それぞれ特色ある学校設定教科・科目を履修しながら探究的な学びを行う

取組の特徴・内容

- 1 年次にすべての教科を共通に学習。様々な進路学習や探究活動等を通して自分の適性・進路等を見極めた上で、2 年次から普通科文系コース（普通コースと特色コース）、普通科理系コース、理数科を選択
- 特色ある学校設定科目を開設
【科学探究基礎α】【科学探究基礎β】（教科「理数」）
 - 全ての生徒に科学的探究力の基礎を育成
 - エビデンスに基づいて論理的に考察し、その結果や過程を適切に表現するための力を体験的に学ぶ
 - 「科学探究基礎α」では、「情報Ⅰ」の内容も扱う

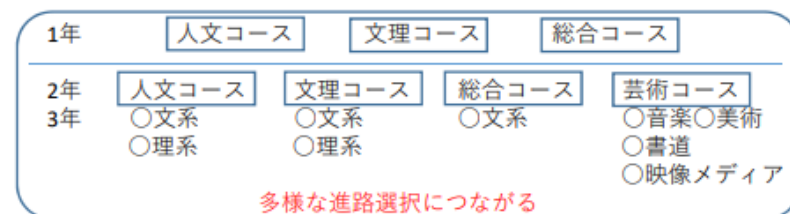


事例② 〈香川県立高松東高等学校（全日制 普通科）〉

- 大学進学をめざす生徒、就職を視野に入れる生徒、芸術の分野への関心や特性を生かそうとする生徒といった、幅広い生徒のニーズに応じ、1 年次よりコース別に学ぶ

取組の特徴・内容

- 多様な進路選択につなげるため、「人文コース」「文理コース」「総合コース」「芸術コース」の4つのコースから選択できるようにするとともに、それぞれのコースの目標に応じた学校設定科目を提供
- 【総合コース】
 - 基礎・基本を身に付けるとともに、多様な進路の実現を目指す
 - 3 年次に選択できる学校設定科目「英語総合」「情報実践」「地歴研究」等を提供し、2 年次までの学習からより応用・発展した内容を学ぶ
- 【芸術コース】
 - 少人数指導の強みを活かして専門的な指導を行い、芸術系大学や教育系大学等への進学を目指す
 - 書道では、「漢字創作」「総合書道」「書法研究」を学校設定科目とし、書道の発展的な理論と創造的な実践を学ぶ
 - 音楽・美術では、「器楽」「素描」などの専門的な科目を開設し、多様な生徒の可能性を最大限に伸ばせる環境を整える



多様な特色を持つ高校も生まれつつある③

3. 基礎的な内容の定着に取り組む教育課程の例

事例① 〈新潟県立高田南城高等学校（定時制 普通科）〉

- 義務教育課程で学んだ内容と高等学校での学習との関連などを学び、確実な学力定着を図るため、1年次に選択して履修できる学校設定科目を開設

取組の特徴・内容

- 多様な生徒の実情に合わせ、義務教育課程で学んだ内容と高等学校での学習との関連などを学び、確実な学力定着を図ることを目的に、1年生が選択して履修できるよう、通常の科目に加えて、「社会基礎」、「英語基礎」といった学校設定科目を提供
- 「社会基礎」では、歴史総合や地理総合の教科書、地図帳等を利用して、地理・歴史分野の基礎的な内容の定着を図るとともに、特定の地域やテーマを題材とした探究学習を通して、高校の地歴公民科の学習に必要なスキルを身に付ける学習を実施
- 「英語基礎」では、英語コミュニケーションⅠ、論理・表現Ⅰの教科書などを利用して、「3～4文からなる平易な文章を読む」、「短い会話のやりとりを聞き、内容を理解する」などの、「読む、聞く、話す、書く」の4技能の基礎的なスキルを定着させる学習を実施
- 主に学力に不安をもつ生徒や不登校等により十分な授業への出席ができなかった生徒が対象

事例② 〈新潟県立有恒高等学校（全日制 普通科）〉

- 数学と英語について基本的な学習スキルを身に付けることを目的に、学校設定教科「マルチベーシック」を開設し、1年次に必修で履修する

取組の特徴・内容

- 義務教育段階での基礎学力に課題がある生徒が、高等学校における学習の理解と定着のため、1年生は、通常の科目に加えて、学校設定教科「マルチベーシック」を必修で履修
- 「マルチベーシック」では、数学及び英語について、以下のような義務教育段階での履修内容について、高等学校における学習内容の理解に欠かせない基礎的事項との関連について学習

【数学】

- さまざまな数、単位・式の計算（数学Ⅰ「数と式」に接続）
- 関数・方程式（数学Ⅰ「二次関数」に接続）
- 三平方の定理（数学Ⅰ「図形と計量」に接続）
- 資料の活用（数学Ⅰ「データの分析」に接続）

【英語】

- アルファベット、英語とは、フォニックスの基本（英語コミュⅠに接続）
- 複数形、辞書の使い方、単語のきまり、SVOの基本、代名詞

高等学校共通教科の履修順や単位数（現行制度）

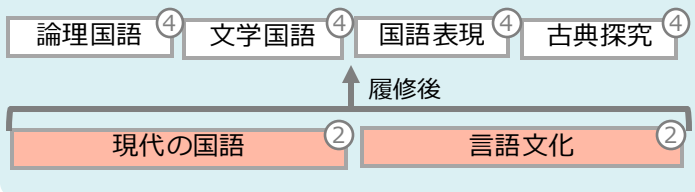
- 高等学校については、学年の区分を設けないことができる（単位制高校）ほか、修業年限を4年としている高等学校（定時制など）もあることから、各教科・科目において学習する年次を原則として示していないが、教科の学習内容の体系性等を踏まえ、科目の履修順等を示している場合がある。
- 教科の系統性を確保する役割を果たす一方、基礎科目を履修しないと発展科目を履修できないことから、入学年次の教育課程が過密になりがちであることや、カリキュラム・マネジメントの自由度を狭めている、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供を広く受け止める教育課程編成がしにくいといった課題もある。

高等学校学習指導要領(平成30年告示)第1章 総則

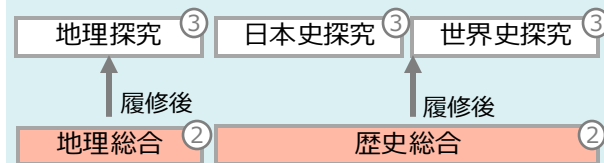
第2款 3(5) 各教科・科目等の内容等の取扱い

イ 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

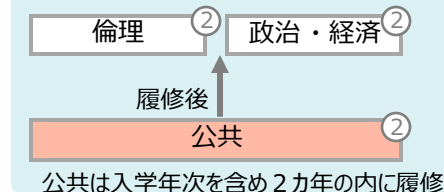
国語科



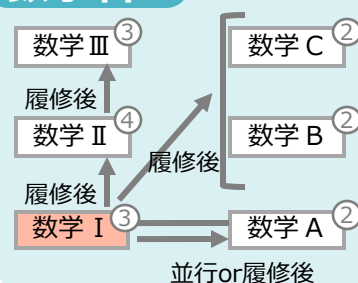
地理歴史科



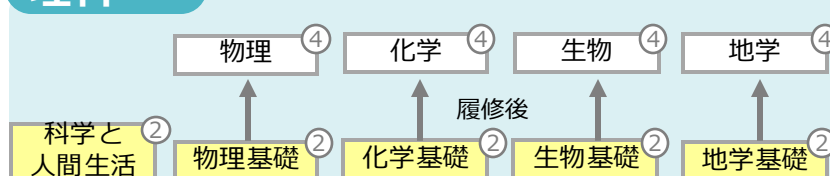
公民科



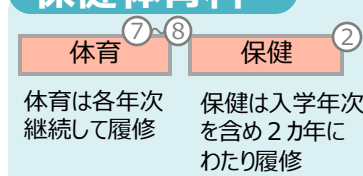
数学科



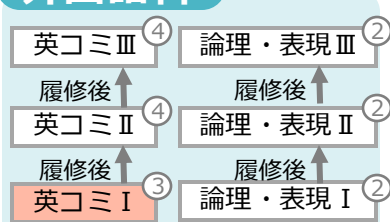
理科



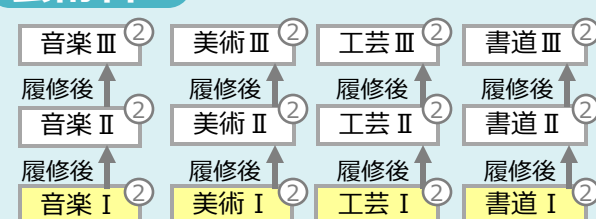
保健体育科



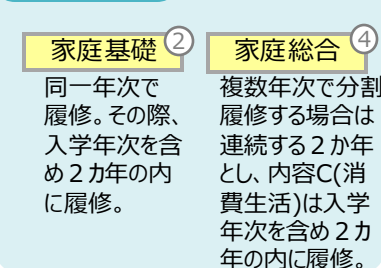
外国語科



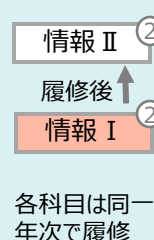
芸術科



家庭科



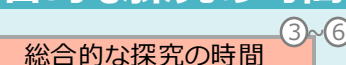
情報科



理数科



総合的な探究の時間



…共通
必履修

…選択
必履修

…標準
単位数

※このほか特別活動の実施が必要（単位認定の対象ではない）

高等学校*1の教育課程の基準における履修順等に係る状況（韓国）

修了要件と単位の考え方

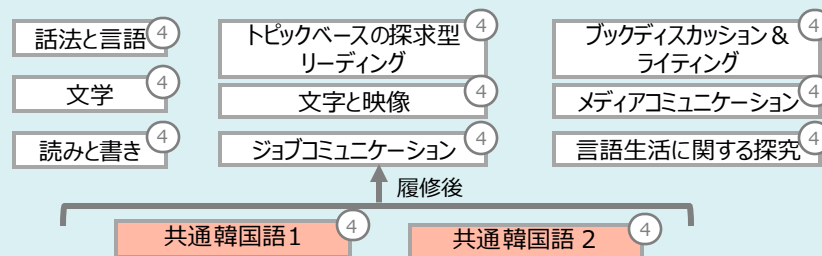
- 192学点（単位に相当するもの）以上の取得
- 192学点のうち共通・選択必修履修：選択履修の割合は92：90単位
- 1学点は16授業時数に相当

…共通必修履修
 …選択必修履修
 …標準単位数

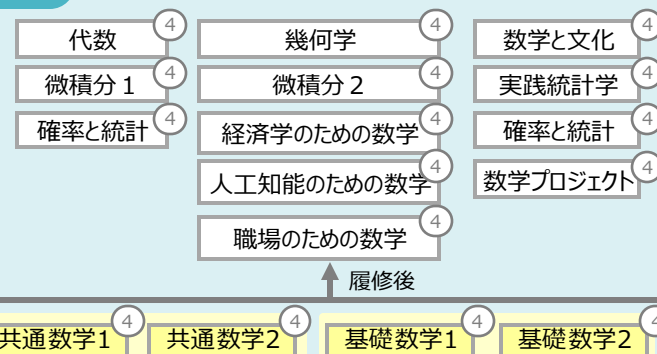
- いずれの科目でも必修科目を履修後、選択科目を履修
- 児童生徒の興味関心や進路に応じて情報、第2外国語、古典中学、リベラルアーツ等含めた領域の中から192学点のうち81学点を超えない、もしくは全体学点の50%を超えない範囲で選択科目を選択できる

以下、代表的な教科を抜粋。その他、科学、体育、美術、技術と家計経済、情報、第2外国語、古典中学、リベラルアーツから単位の取得が必要。4単位の共通必修履修科目及び選択科目は1単位まで減らすことが可能

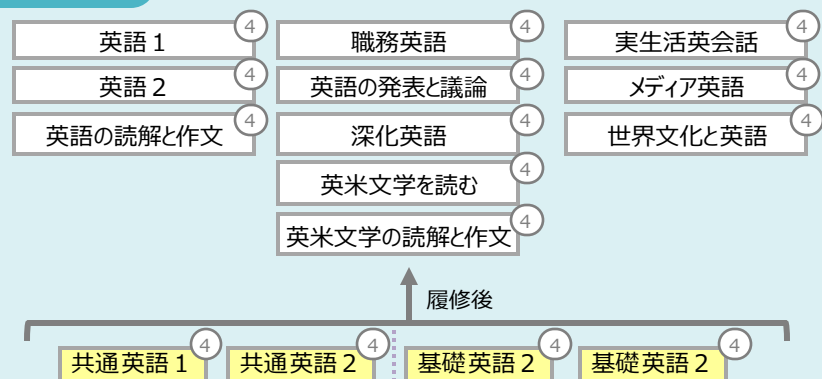
韓国語



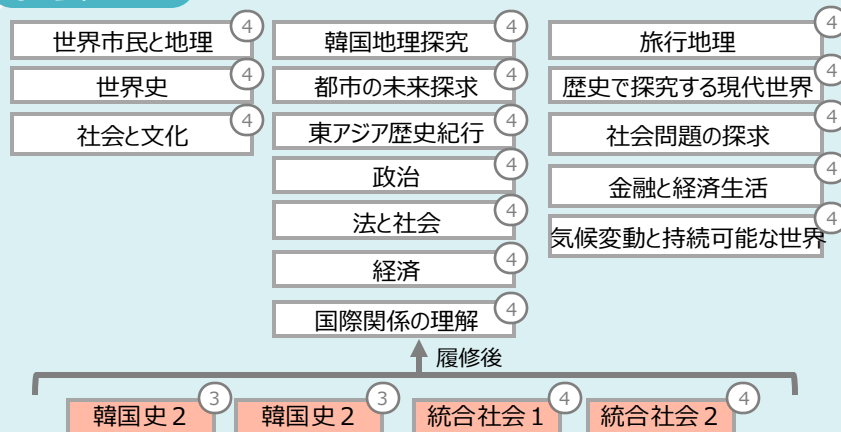
数学



英語



社会



※ 1：高等学校は、日本の普通高等学校に相当する普通高等学校を対象に調査

（出典）韓国国家教育課程情報センターWebサイト（<https://ncic.go.kr/dwn/ogf/inventory.cs>）

高等学校*1の教育課程の基準における履修順等に係る状況（フィンランド）

修了要件と単位の考え方

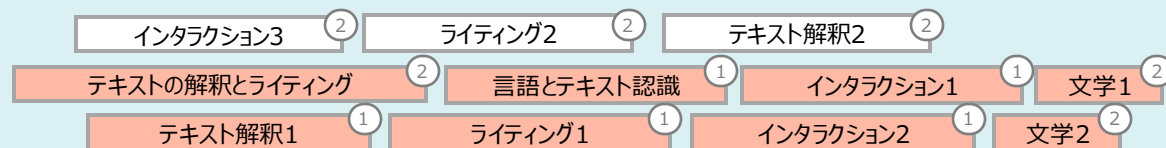
- 150単位の取得と大学入学基礎資格試験の合格
- 150単位のうち共通・選択必修履修：選択履修の割合は94/102：28/36単位（履修対象が応用数学か基礎数学かにより異なる）
- 1単位は45分の授業19回（14.5時間）に相当

…共通必修履修
 …選択必修履修
 …標準単位数

- 科目の履修順は示されておらず、履修順や学習単位の決定は基礎自治体の裁量に委ねられている

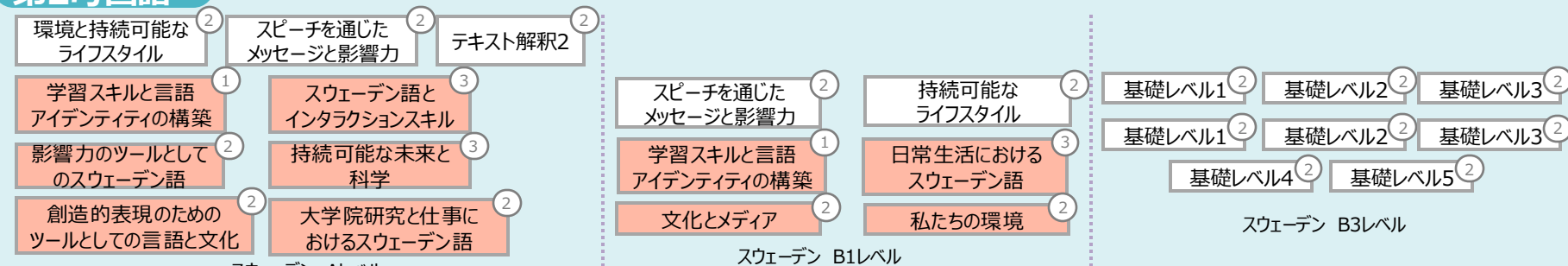
以下、代表的な教科を抜粋。その他、外国語、環境と科学、人間と科学、宗教と倫理、健康教育、美術と身体教育、ガイダンスカウンセリング、テーマ学習、学校特別選択科目から単位の取得が必要

母語と文学



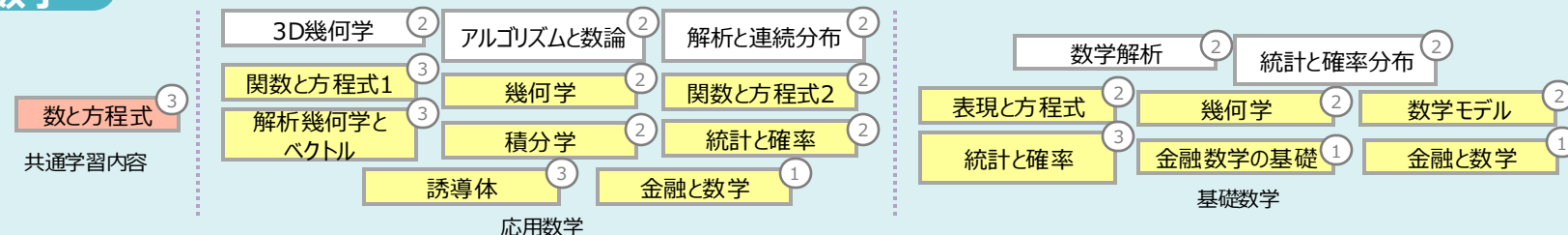
※フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語、ロマ語、手話の領域から選択可能

第2母国語



※その他、フィンランド語等のコースあり

数学



※1：高等学校は、日本の普通高等学校に相当する上級中等学校を対象に調査

（出典）フィンランド教育文化省「National Core Curriculum for General Upper Secondary Education 2019」

高等学校*の教育課程の基準における履修順等に係る状況（台湾）

修了要件と単位の考え方

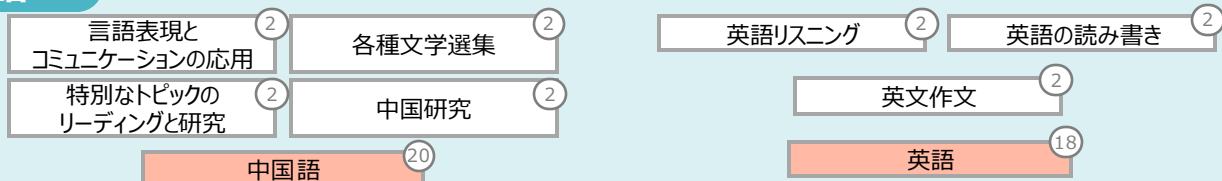
- 180単位の授業の履修（attend sessions）と、最低150単位の取得（pass）
- 180単位のうち共通・選択必修履修：選択履修の割合は118：62単位
- 1セメスター（半期）の週1回の全授業に出席/出席授業総数が18に達した場合1単位に相当

以下、代表的な教科を抜粋。その他、自然科学、美術、協働学習、技術、健康と体育、国防教育、教科横断プロジェクトベース学習等から単位の取得が必要

- …共通必修履修
- …選択必修履修
- …標準単位数

- 科目の履修順は示されていない

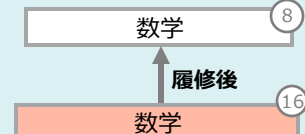
言語



必修20コマのうち10学年もしくは11学年で16コマ、12学年で4コマ取得 必修18コマのうち10学年もしくは11学年で16コマ、12学年で2コマ取得

- 科目の履修順を示す

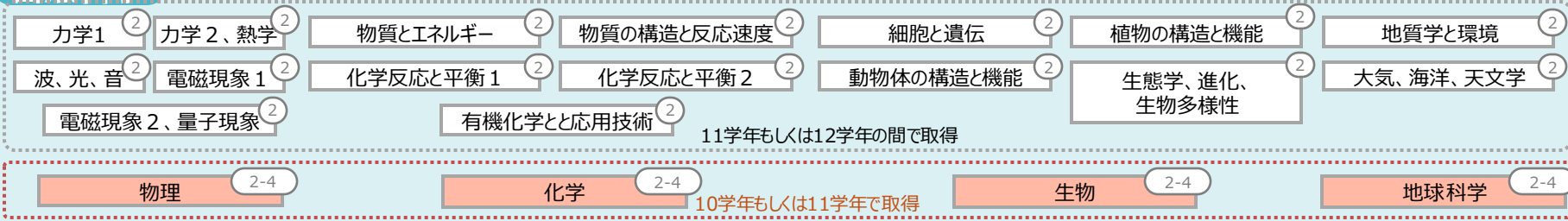
数学



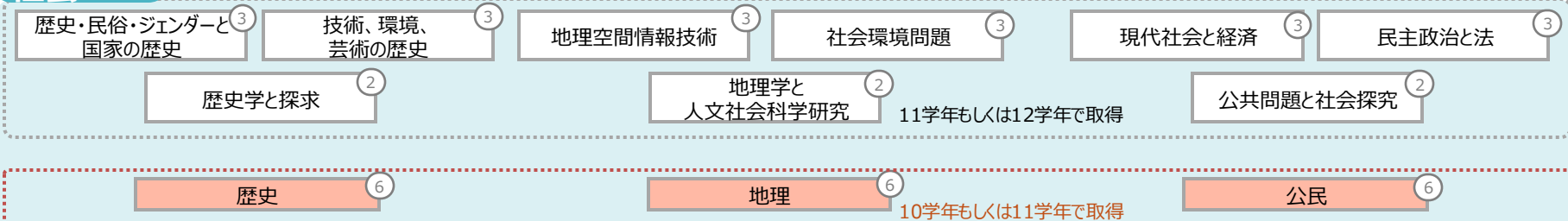
必修16コマのうち10学年で8コマ、11学年で8コマ取得

- 必修科目と選択科目の履修学年をずらして設定し、選択科目は必修科目と並行もしくは履修後に履修
- 自然科学の教科では、履修単位数に幅を持たせる

自然科学



社会



* 1：高等学校は、日本の普通高等学校に相当する高級中等学校を対象に調査

（出典）台湾国家教育研究院Webサイト（<https://www.naer.edu.tw/eng/PageSyllabus?fid=148>）

高等学校*1の教育課程の基準における履修順等に係る状況（アメリカワシントン州シアトル学区）

修了要件と単位の考え方

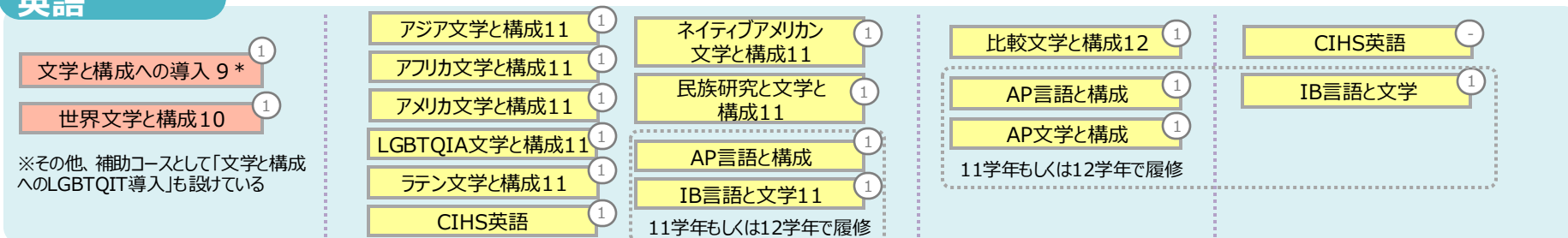
- 24単位の取得
- 24単位のうち共通・選択必修履修：選択履修の割合は20：4単位
- 1単位は2セメスターの授業（1日約1時間、180日）に相当

…共通必修履修
 …選択必修履修
 …標準単位数

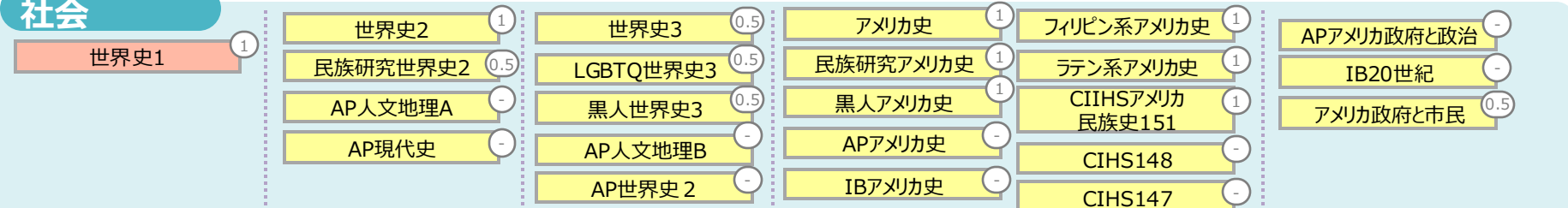
- 英語や社会といった科目内の一部コースで履修学年を示している場合がある

以下、代表的な教科を抜粋。その他、キャリア関連学習（CTE：特定のキャリア準備や職業技能を提供することを目的とした教育プログラム）、健康、体育、視覚と表現芸術、個人進路コース、選択コースから単位の取得が必要。選択コースは、下記選択必修履修科目から自由に選択。1単位のコースを分割して0.5単位とし、1セメスターでの開講としている場合もある。単位数を確認できないものは「-」としている

英語

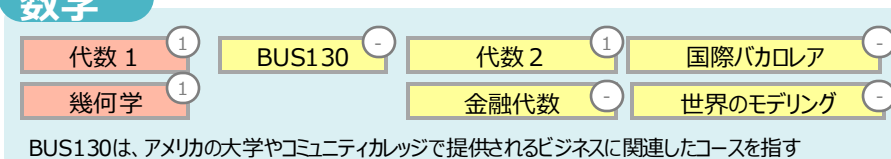


社会

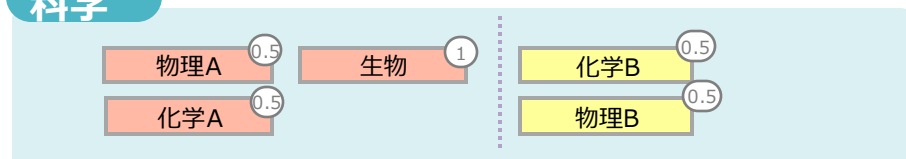


世界史1, 2, 3は9学年もしくは10学年で履修、黒人アメリカ史は11学年、フィリピン系・ラテン系アメリカ史は9学年から12学年いずれかで履修、アメリカ政府と市民は12学年で履修すること等が示されている。その他、単位は付与されないがワシントン州の歴史に関するコースの履修が必要

数学



科学



数学、科学ともに選択必修履修科目に、より発展的なコースや認証されたキャリア関連学習を含めることができる

APはAdvancer Placementを指し、大学等高度なレベルの学びを提供するもの。CIHSはCollege in the high schoolを指し、在学中に大学レベルのコースを受講し、大学の単位を取得できるもの。上記図表内の履修学年は、ワシントン州シアトル学区「Introduction to High School Course Registration」で明確に示されているもののみ記載している点に留意すること。

高等学校学習指導要領「総則」関連部分抜粋

第2款 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(2) 各教科・科目の履修等

ウ 専門学科における各教科・科目の履修

(イ) 専門教科・科目の履修によって、アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

(学習指導要領解説 関連部分抜粋)

③ 専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。

（４）個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み

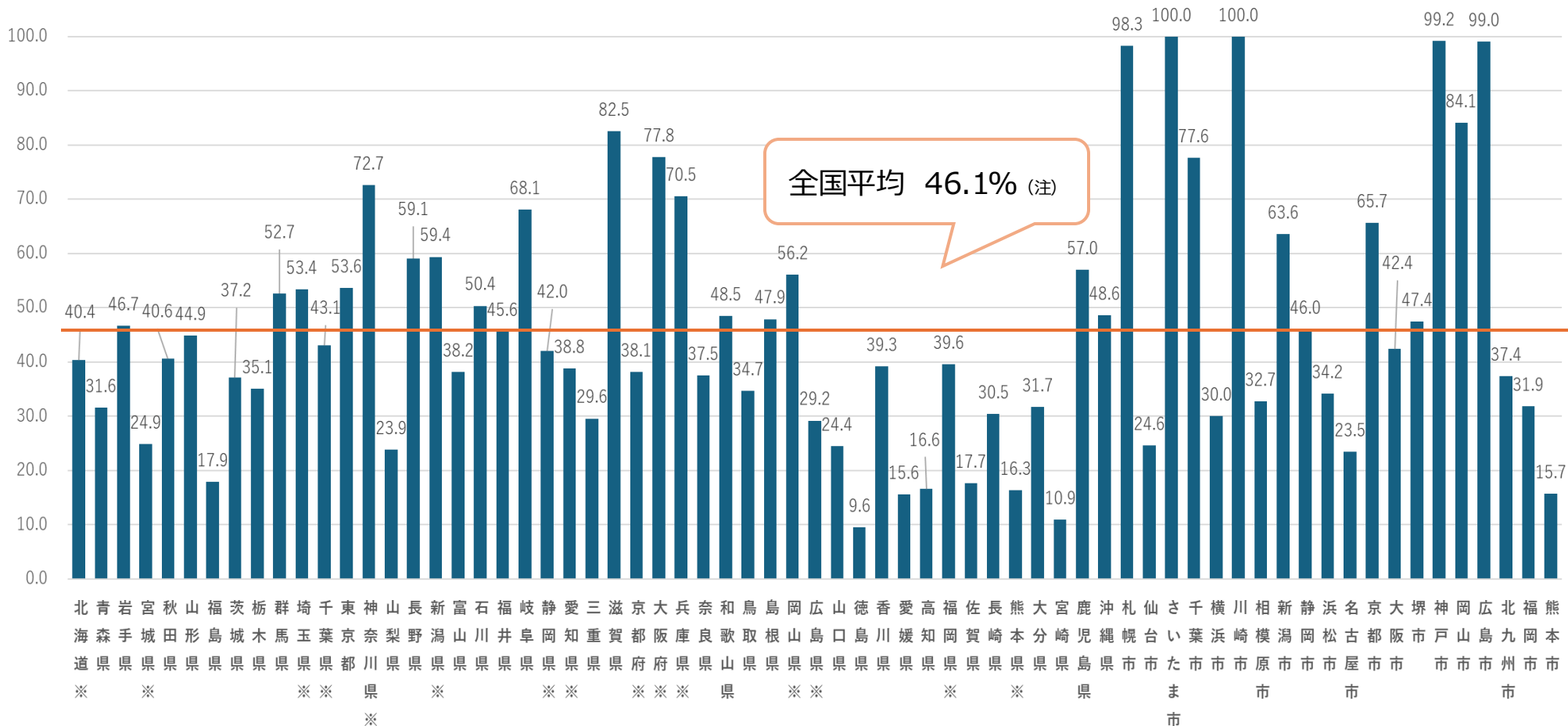
（論点整理 P42～46関係）

主な教育課程上の特例

	日本語指導	学齢超過者	通級指導	学びの多様化学校 (学校指定)
学校種	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校、特別支援学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校（小学部・中学部）	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校
対象者	日本語に通じない児童生徒	学齢を超過した者	言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の児童生徒	学校生活への適応が困難であるため、相当の期間学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒
指導内容	○日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことを目的とする指導 ○学習到達度に応じた適切な内容 ○必ずしも学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし	○対象者の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要な内容 ○学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし	○障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導 ○必ずしも学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし	○児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施 ○原則、教育内容の削減は好ましくないが、特別の事情がある場合には、削減を行うことができる
教育課程の取扱い	学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。	—	学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる	
時数の取扱い	○小・中学校 通級と合わせて、年間10単位時間～ 280単位時間 ○高校 通級とあわせて 21単位 を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることが可能	必要となる授業時数を適切に確保する	○小・中学校 日本語指導と合わせて年間10/35単位時間～ 280単位時間 ○高校 日本語指導とあわせて 年間 7 単位 を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることが可能	原則、授業時数の削減は好ましくないが、特別の事情がある場合には、 授業時数や総授業時数の削減を行うことが可能
場所	校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる。	在籍する学校	校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる。	在籍する学校
個別の計画	法令上の個別的教育支援計画の作成義務はないが、個別の指導計画を作成することを努力義務としている。	—	法令上の個別的教育支援計画の作成義務があるとともに、個別の指導計画を作成することとしている。	—
学習評価	特別の指導については、個別の指導計画で目標を立て、その目標に照らして評価。	—	特別の指導については、個別の指導計画も踏まえ、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記入。	—

公立小中学校の校内教育支援センター設置率

設置校数 12,712校（小学校6,643校、中学校6,069校）※令和6年7月現在



※の付く都道府県の内に、政令市の実績は含まない

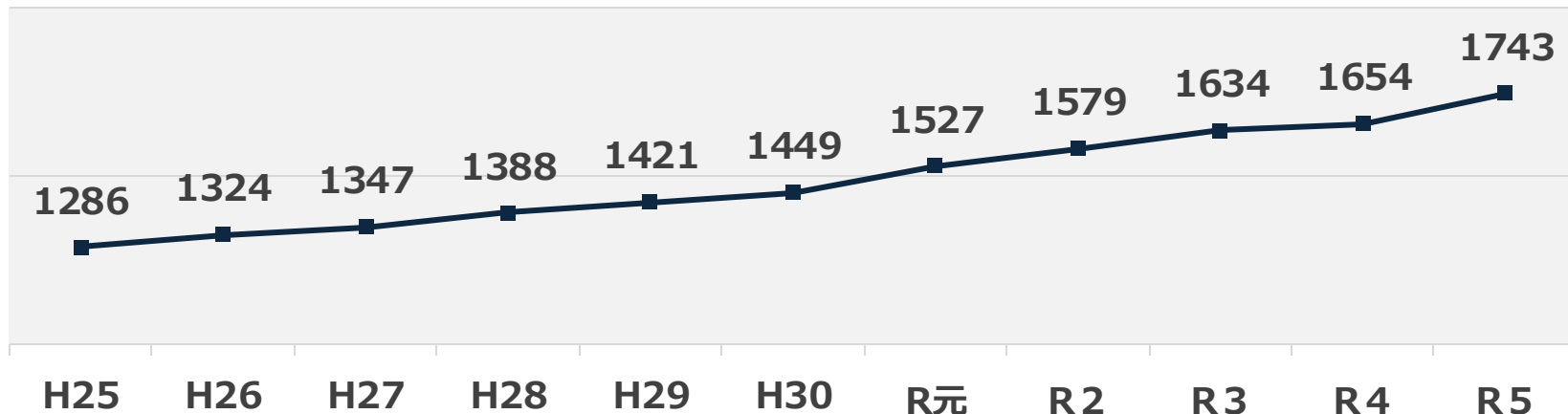
(注) 全国平均は、「校内教育支援センター設置校数（全国公立小中学校）」（12,712校）/「全国公立小中学校数」（27,568校）で算出

教育支援センターにおける指導の状況

(※) 都道府県・市町村が設置した教育支援センター

教育支援センターの数

(箇所)

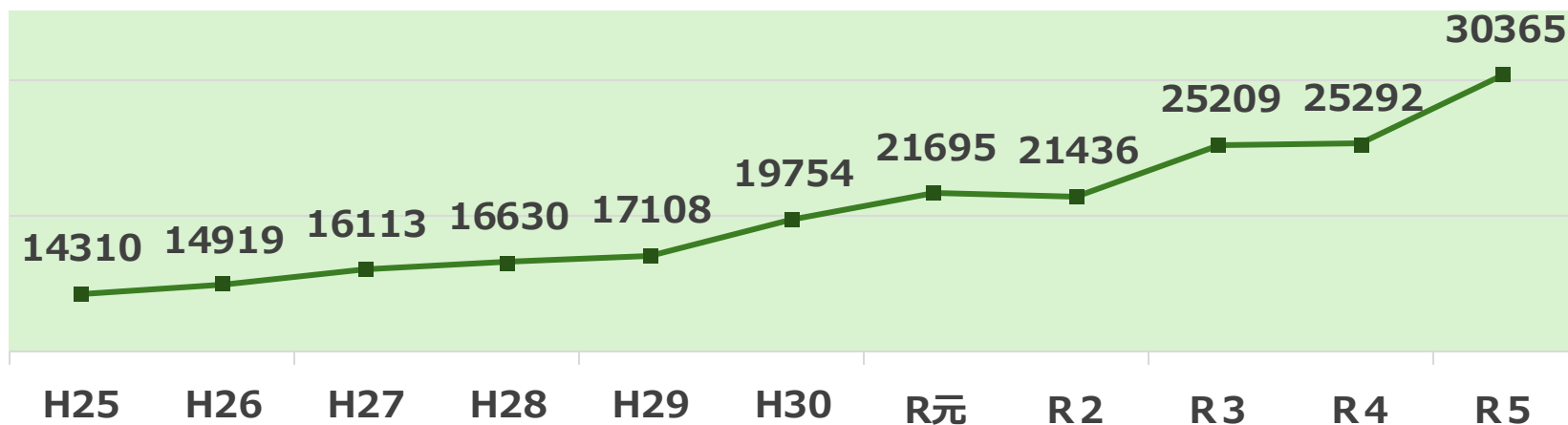


(参考) 都道府県・市町村数の合計 = 1765

教育支援センターにおいて指導を受けた児童生徒数

(人)

(※) 義務教育段階のみ



学びの多様化学校 設置状況

【R6年4月時点】

19の都道府県(12)*・指定都市(7)に35校

*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する
学びの多様化学校がある都道府県を計上。



【R7年4月時点】

**29の都道府県(19)*・指定都市(10)に58校
(23校が新規開校)**

設置状況

	学校数	都道府県数	指定都市数
R6	35	12	7
R7	58	19	10

(参考)学びの多様化学校とは

- ・学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校(小・中・高等学校)。
- ・学校の管理機関(教育委員会・学校法人)からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。

学校種別設置状況(令和7年度)

- 小学校: **12**(8)校 中学校: **40**(25)校
- 高等学校: **11**(6)校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため
学校総数と一致しない

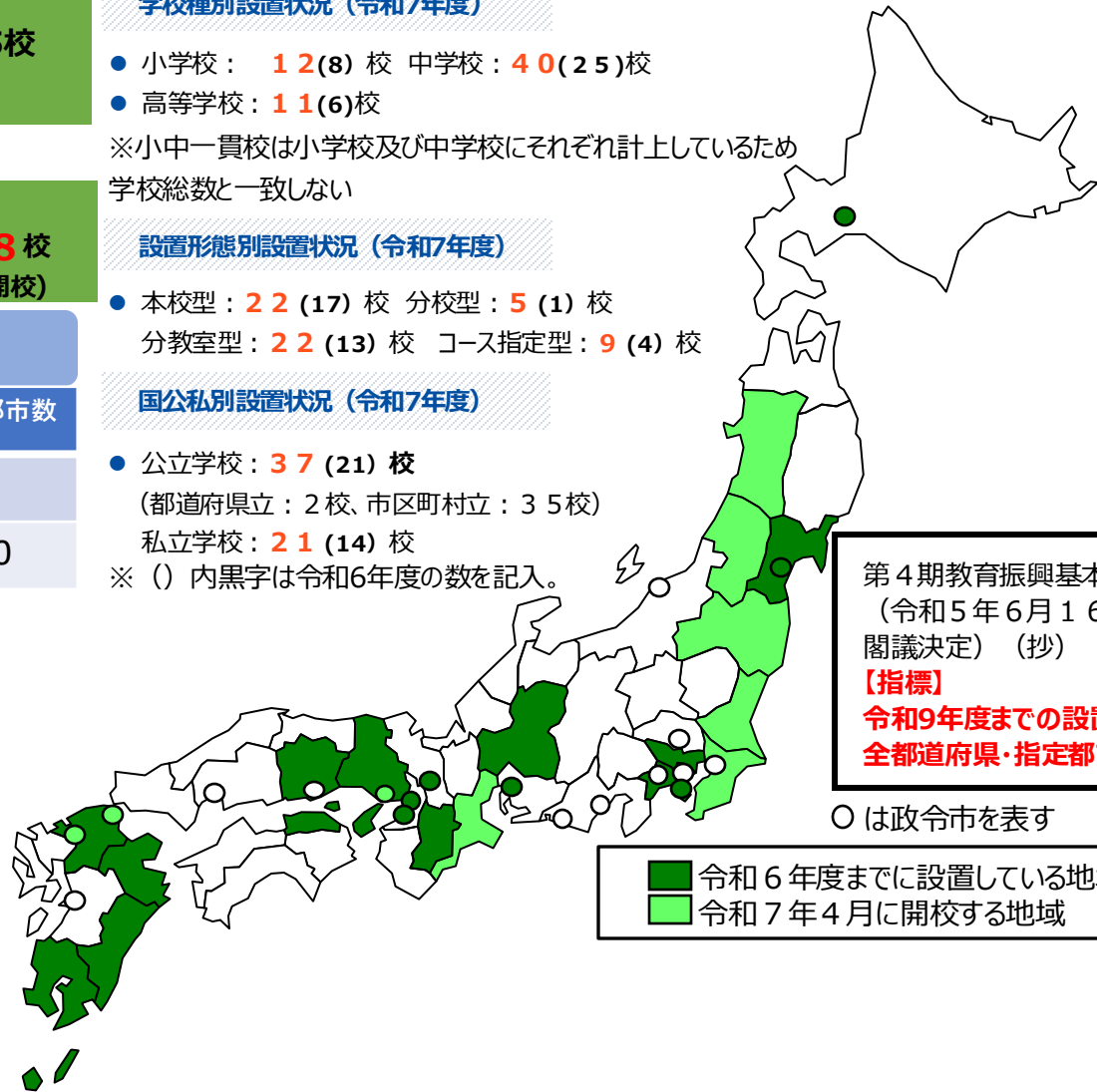
設置形態別設置状況(令和7年度)

- 本校型: **22**(17)校 分校型: **5**(1)校
分教室型: **22**(13)校 コース指定型: **9**(4)校

国公私別設置状況(令和7年度)

- 公立学校: **37**(21)校
(都道府県立: 2校、市区町村立: 35校)
- 私立学校: **21**(14)校

※()内黒字は令和6年度の数を入。



第4期教育振興基本計画
(令和5年6月16日
閣議決定)(抄)

【指標】

**令和9年度までの設置目標:
全都道府県・指定都市への設置**

○は政令市を表す

- 令和6年度までに設置している地域
- 令和7年4月に開校する地域

令和7年度以降の研究開発学校の取組

不登校児童生徒に対する、校内外教育支援センター等での学びも取り入れた、個別の指導計画に基づく特別な教育課程の編成・実施の在り方について、以下の研究開発を実施。

東京都新宿区立西新宿中学校 外13校

校内にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置し、不登校が長期化した生徒も含めた支援体制を構築。通常の教育課程より少ない授業時数で行う個に応じた特別の教育課程の編成・実施の在り方、個別の指導計画等に基づいた評価の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- 生徒の状況に応じて、下学年の内容の学び直しや発展的な学習のための「個別学習」や、情報活用能力等の育成のための「プログラミング」、個人探究の学習を進めるための「チャレンジタイム」等の教科を新設。
- 体験的な学習の充実、通常学級の生徒と会わずに学校生活を送れるような登下校時間の設定、総授業時数の削減なども含め、個に応じた特別の教育課程を編成。

実施イメージ

通常学級



- ・チャレンジクラスに正規教員を配置。
- ・総授業時数665時間程度のゆとりある生活時程
- ・個別の指導計画に基づき、下学年の学習、時間割以外の学習やスクールカウンセラーとの相談なども実施
- ・チャレンジクラスに在籍しつつ、生徒が希望する場合は通常学級の授業に参加

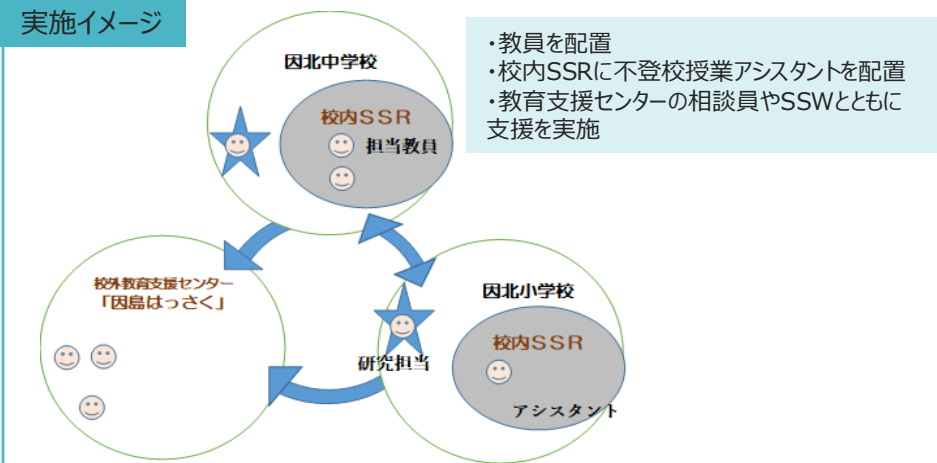
広島県尾道市立因北小学校・因北中学校・尾道市教育支援センター

校内教育支援センター及び校外教育支援センター等での学びも取り入れた、特別な教育課程の編成・実施の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- 新設教科「はっさくタイム(表現)」において、各教科等から減じた時数により合科し、教科領域として表現活動、体験活動を重視した内容や、コミュニケーションやソーシャルスキルトレーニング等を重視した内容を実施。
- 新設教科「はっさくタイム(チャレンジ)」では、各教科から減じた時数により下学年の内容を個に応じて柔軟に実施。
- 児童生徒自身が、状況に適した学びの場や学習方法等を選択して履修できるようにする。

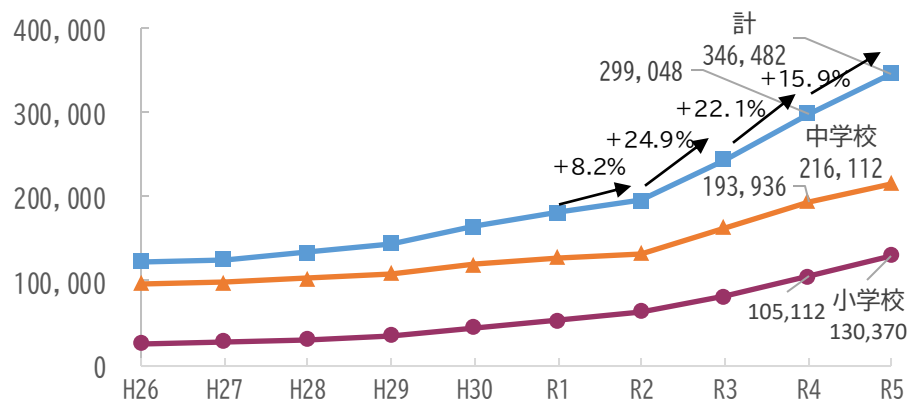
実施イメージ



不登校児童生徒を取り巻く現状(令和5年度)

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
- ・不登校児童生徒の対前年度増加率は若干減少(R2 8.2%→R3 24.9%→R4 22.1%→R5 15.9%)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は着実に増加(R3 156,009→R4 184,831→R5 212,114)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない者は、134,368人(38.8%)
 - うち、119,699人(89.1%)は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた
- ・不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移

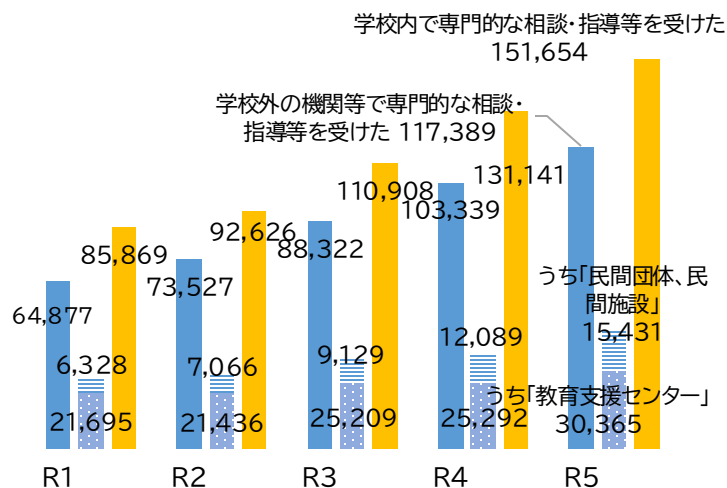


小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

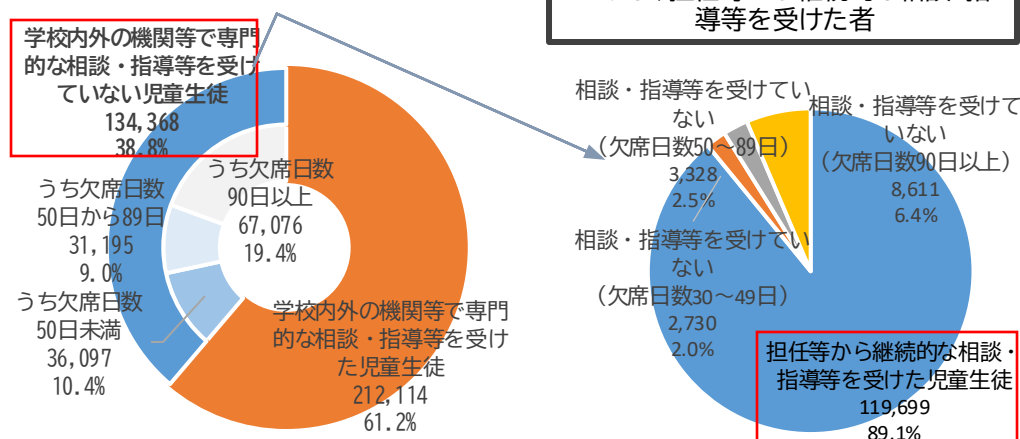
	項目	人数	割合
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	111,631	32.2%
2	不安・抑うつ等の相談があった	80,192	23.1%
3	生活リズムの不調に関する相談があった	79,638	23.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	52,547	15.2%
5	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	45,972	13.3%

※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答
※不登校児童生徒数に対する割合

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況



学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)

令和5年3月31日、**不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロ**にすることを目指し、3つの柱を推進し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するため、COCOLOプランを策定。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様な学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。**学校の風土を「見える化」**して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



不登校児童生徒の多様な学びの場

不登校児童生徒の**多様な学びの場を整備**するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポートを受ける。

学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

趣旨

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき(第79条(中学校)、第79条の6(義務教育学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)において準用)、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施

指定に係る留意事項

(1) 児童生徒について、不登校状態であるか否かは、小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが、その判断は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(以下「小学校等」という)又はその管理機関が行うこととし、例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得るものであること。他方、不登校児童生徒等以外の児童生徒については、特別の教育課程の対象にはなり得ないこと。

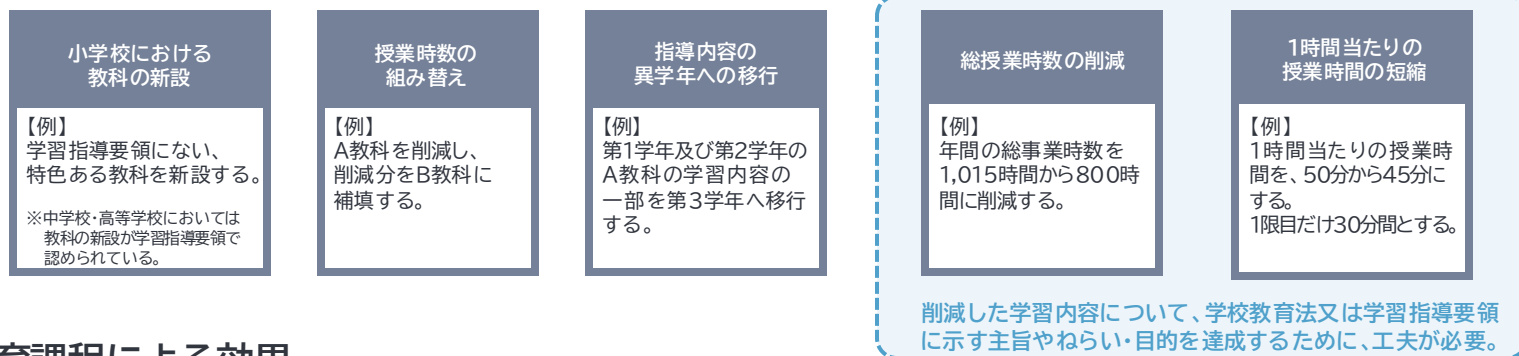
(2) 特別の教育課程とは、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ、施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程であること。

(3) 特別の教育課程を実施するにあたっては、不登校児童生徒の実態に配慮し、例えば、不登校児童生徒の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援(家庭訪問や保護者への支援等)、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましいこと。

特別の教育課程として考えられるパターン

当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討されるものであり、一概に決まっているものではないが、主に以下のようなパターンが考えられる。

- ☑ 不登校児童生徒にとって望ましい教育を行う上で、必要な特例である。
- ☑ 不登校児童生徒であっても、学習指導要領に基づく教育課程に沿って学習するべきものであり、原則として、教育内容や総授業時間数等の削減は行うべきではないが、何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある。



特別の教育課程による効果

○社会性の育成につながる

- ・自然と触れ合ったり、地域の方々やNPO法人の方々との触れ合いを通して、コミュニケーションの高まりが見られる。
- ・学年を超えた授業や行事などの異学年交流を通して、互いに役割分担をしながら、協力体制を構築することができている。

○登校へのハードルが下げられる

- ・授業時数はある程度確保しながらも、魅力ある学校行事等の取組を計画するなど、柔軟な教育課程は児童生徒の登校意欲につながる。
- ・無理なく安定した進級のため入学1年目のハードルが低くなるような教育課程を編成しており、不登校状態だった生徒にとって大きな自信につながっている。

○きめ細やかな支援が行える

- ・少人数集団の中で多くの職員が個別指導を含んだ支援を行うことで、児童生徒の小さな変化や成長をキャッチすることができ、児童生徒の安心感や自己肯定感の醸成につながる。
- ・心理的ケア家庭への福祉的な支援など多方面からの生徒支援や情報の提供ができる。
- ・保護者同士で不安や悩みを共有できるので、保護者の精神的な安定が見られ、保護者同士の絆がうまれる。

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、**社会的自立を後押しすることは重要**であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月初等中等教育局長通知)において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、**一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。**
- 近年の不登校児童生徒の急増を受け、「**誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)**」(令和5年3月)において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、「**経済財政運営と改革の基本方針2023**」(令和5年6月閣議決定)においても、**教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進**するため、**令和元年の通知の内容を法令上明確化するもの。**(施行:令和6年8月29日)

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、**文部科学大臣が定める要件**の下で、不登校児童生徒が**欠席中に行った学習の成果を考慮することができる**ことを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

- 01 **学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。**
- 02 **学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。**
- 03 **学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。**



取組例

- 1人1台端末を活用して、**教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映**
- 学校から届いた**プリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映**
- フリースクールに対して、**定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映**
- 民間の**eラーニング教材**を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、**教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有**することで、その学習成果を成績に反映



不登校児童生徒の教育課程について

場所		出席 (扱い)	指導者	教育課程	実際の学習例	課題	成績評価 (根拠)
学びの多様 化学校		出席	教師	特別の 教育課程	・教科の新設 ・授業時数の組み替え ・指導内容の異学年への移 行等が可能	—	学校教育法施行規則 第57条第1項
学 校 内	教室	出席	教師	通常 の 教育課程	・通常の授業	—	学校教育法施行規則 第57条第1項
	校内教育 支援 センター	出席	教師or 支援員	—	・教室の授業の配信 ・通常教育課程（在籍校 の教育課程）に沿った教材 での学習 ・授業で使うプリント学習 ・体験活動 ・ソーシャルスキルトレーニング 等	・要件を満たせば、学習 の一部を「出席扱い」とし、 また成績評価の対象とし得るが、 全体として、「教育課程」としては 位置づいていない ・指導体制、評価体制等も多様 であり、学びの質の確保が重要	学校教育法施行規則 第57条第1項
学 校 外	教育支 援セン ター	出席扱い	職員	—			学校教育法施行規則 第57条第2項
	フリース クール	出席扱い	職員	—			学校教育法施行規則 第57条第2項
	自宅	出席扱い	無し	—			学校教育法施行規則 第57条第2項



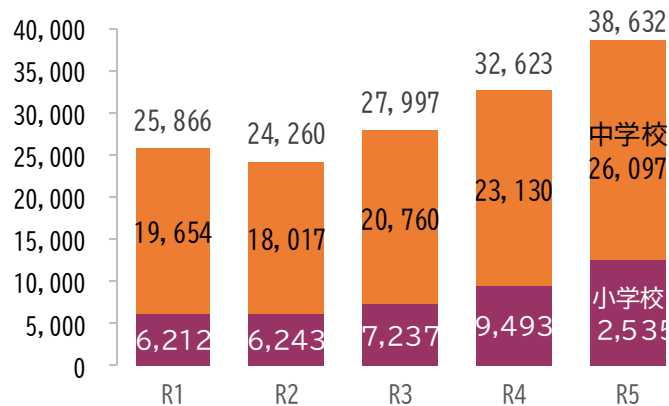
※「児童生徒理解・支援シート」の作成・活用も促進

校内教育支援センターや学校外の学びの場において多様な学びが行われているが、全体として、教育課程に位置づけられた計画的・組織的な学びにはなっていないため、学びの質の確保や適切な評価の実施がなされていない場合がある

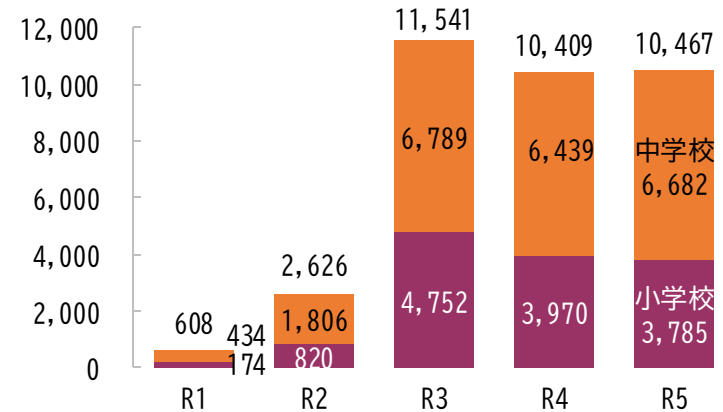
指導要録上「出席扱い」とした不登校児童生徒数・割合

- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は38,632人
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,467人
- 不登校児童生徒全体に比した割合は横ばい

■ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数(人)



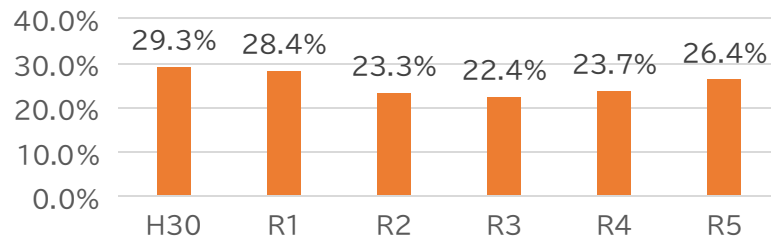
■ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

■ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒割合(人)

学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた
人数割合(小学校)



学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた
人数割合(中学校)

